

半田市国土強靱化地域計画

半田市

令和6年3月改訂

令和2年3月 策定
令和6年3月 改訂

はじめに

大規模自然災害への備えについては、最悪の事態を念頭に置き、長期的な視点から地域づくりを着実に推進する必要がある。国においては、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が平成26年6月3日に閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者など関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。愛知県では、南海トラフをはじめとする大規模自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を目的とした「愛知県地域強靱化計画（拡充案）」が平成28年3月に策定された。

こうした動向を踏まえ、本市においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、強くしなやかで強靱な地域をつくりあげるため、本市の強靱化に関する指針となる「半田市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進する。

< 目次 >

第1章 計画の基本的考え方	
第1節 計画の理念	3
第2節 計画の位置付	3
第3節 計画を推進する基本方針	4
第4節 対象とする区域	5
第5節 計画策定の進め方	5
第2章 現状分析	
第1節 半田市の地域特性	6
第2節 想定するリスク	10
第3章 脆弱性評価	
第1節 リスクシナリオ	20
第2節 評価結果	23
第4章 計画の推進方針	
第1節 分野別方針	24
第2節 分野別方針の重点化	61
第5章 計画の管理	
第1節 進捗管理	62
第2節 計画の見直し	62
(別紙)	
1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	63
2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	82

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画の理念

本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が発生することが予想されている。しかし、災害に対応する社会の在り方によって、被害の状況は大きく異なるものとなる。大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する「事前の備え」を行うことが重要である。

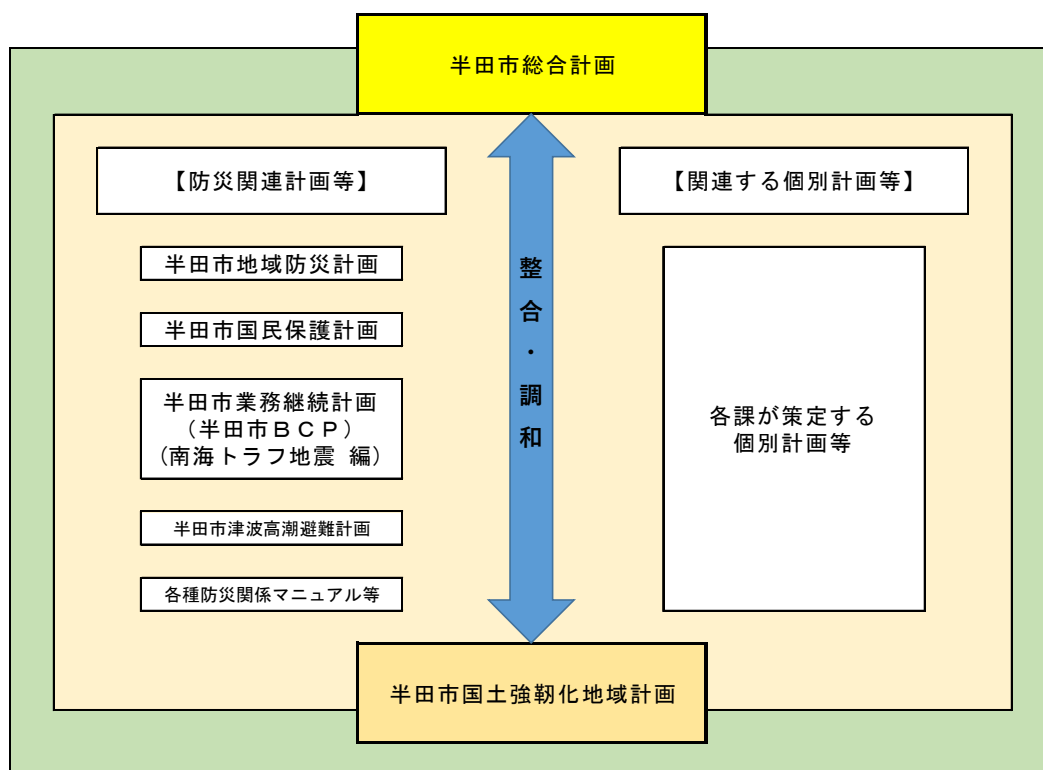
東日本大震災等から得られた教訓を踏まえれば、起きてはならない最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策・産業施策も含めた総合的な対応が必要となる。このため、いかなる災害等が発生しようとも、以下の4点を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとする。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画を始めとする本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。このため、半田市総合計画や半田市地域防災計画など本市の全ての関連計画について、見直しを行う際には、本計画との調和を図りながら、地域の強靱化に係る必要な施策を位置付け具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとする。

(地域計画のイメージ)



第3節 計画を推進する基本方針

第1節の理念を踏まえ、事前防災、減災、その他迅速な復旧復興に資する、大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを、東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 取組姿勢

- (1) 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる面から検討する。
- (2) 短期的な視点によらず、時間管理に配慮した長期的な視点を持って取組にあたる。
- (3) 地域間の連携強化による、災害に強い地域づくりを推進することで、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成に繋げられる視点を持って取組にあたる。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備や耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

- (2) 「自助」「公助」「共助」を適切に組み合わせて、地域全体が連携、役割分担をして取り組む。
- (3) 各施策が非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される施策となるよう検討する。

3 効率的な施策の推進

- (1) 既存の社会資本の有効活用により費用を抑制する。
- (2) 関係機関の合意形成を図りつつ、新たな公共施設の整備や、道路の拡幅等、土地の有効かつ効果的な利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 地域の特性に応じた、自然との共生、環境との調和に配慮する。

第4節 対象とする区域

本計画は、市民のほか、通勤通学者や観光客といった来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活、経済活動に与える被害等の最小化を図るものであることから、対象区域は市全域とする。ただし、大規模地震等の広域災害が発生した場合等、広域連携が必要となる状況が生じる可能性を踏まえて、国や県、他の自治体等との連携・協力を考慮した内容とする。

第5節 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定する。なお、計画の取組に当たっては、災害時だけでなく、平時においても利活用等が図られ、地域住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和に配慮されているかという点についても留意して進める。

計画策定の手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討、施策分野の設定
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

第2章 現状分析

第1節 半田市の地域特性

(1) 地形

半田市は名古屋市の南、伊勢湾と三河湾に挟まれた知多半島のほぼ中央に位置し、面積は47.42km²、東西9.76km、南北8.22kmで、北は東浦町、阿久比町、西は常滑市、南は武豊町に接している。また、東は衣浦港となっており、海岸線の延長は10.7kmである。

知多半島中央の丘陵地から衣浦港にかけて、西高東低の地形を持ち、西にやや高い第三紀層丘陵地帯からなり、東へゆるく傾斜、沖積層の平地にできている市街地をはさんで、沖積層の高台と海岸の干拓地帯が耕地になっている。また、中央を南北に流れる阿久比川によって西部丘陵地と東北部丘陵地に分かれ、これらの丘陵地はさらに神戸川、稗田川により2分され、概ね4丘陵となっている。

臨海部埋立地は軟弱地盤であることから、地震を受けた際、液状化現象の発生が懸念される。



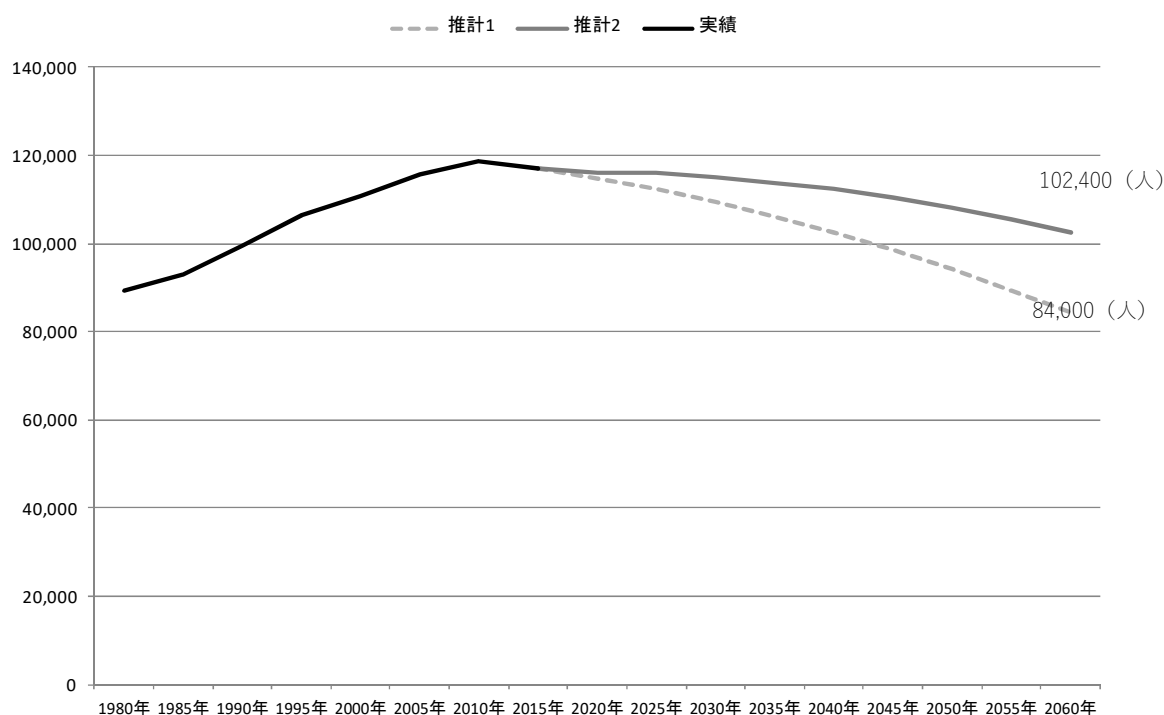
(2) 人口動向

2015年策定の「半田市人口ビジョン」では、今後の人口減少により2060年には10万人程度の人口が予測されている。

また、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3年齢区分別人口では、生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加する見通しとなっている。

老年人口の割合が高くなるにつれ、災害発生時の共助による減災対策や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念があることから、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組むことが必要となる。

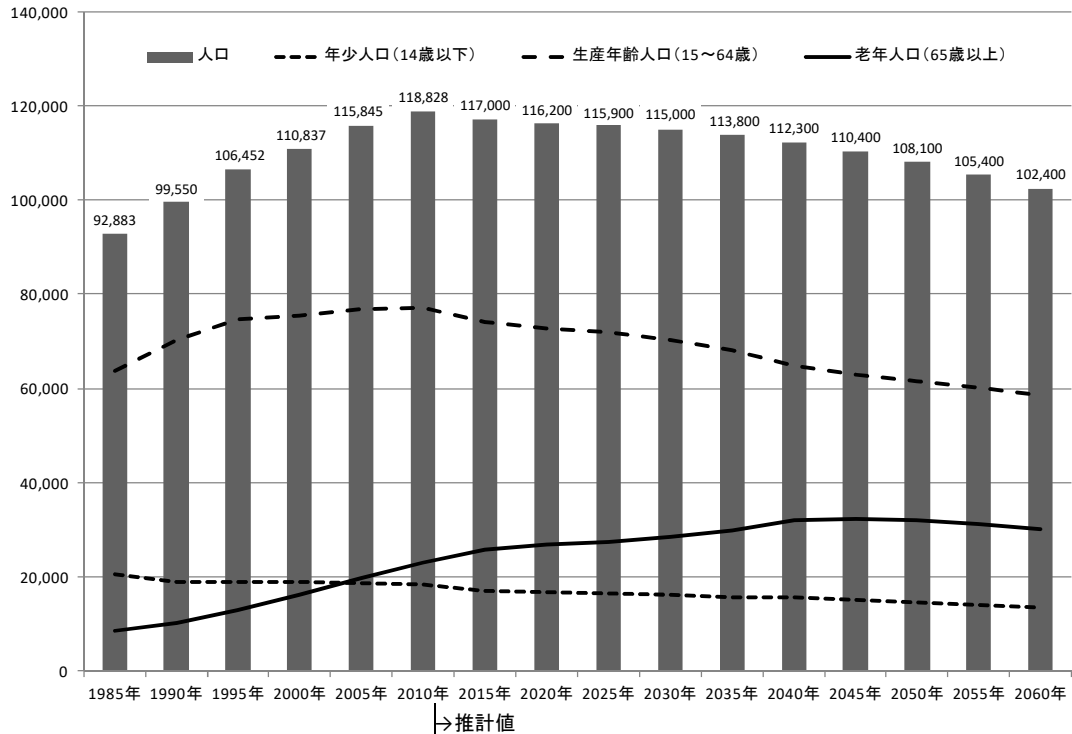
<人口構成の変化と今後の見通し>



資料/半田市人口ビジョン

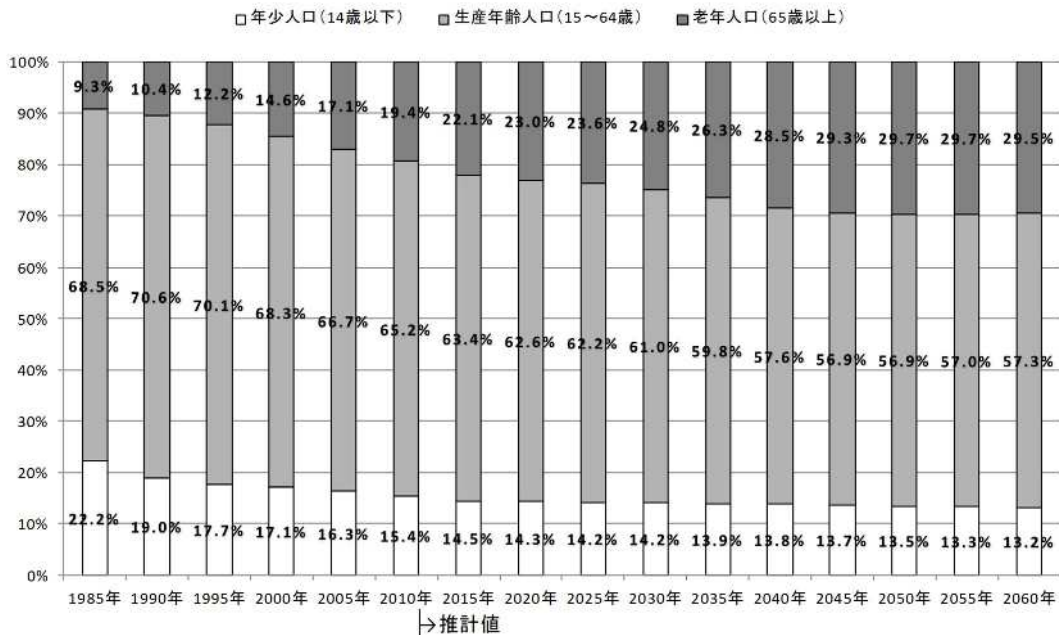
※2015年の推計では、本市の人口は2060年に84,000人まで減少することが見込まれる(推計1)。しかし、目指すべき将来の方向に沿った今後の施策の効果により、2060年の人口として10万人程度を確保する(推計2)。

推計 2 に基づく将来の人口及び人口構成の推移



人口構成の推移(国勢調査)

資料/半田市人口ビジョン



人口構成比の推移(国勢調査)

資料/半田市人口ビジョン

(3) 産業特性

産業別就業人口の割合は（平成27年国政調査）第一次産業が1.4%、第二次産業が37.0%、第三次産業が61.6%となっている。

農業は農家、兼業農家とも減少傾向であるが、農業算出額を見ると概ね75億円の水準を維持しており、令和2年は77.7億円となった。

工業は、平成30年以降、従業者数、製造品出荷額等が増加を続け、令和4年には従業者数20,081人、製造品出荷額等8,956.9億円となっている。

商業は平成28年で、事業所数が967、従業者数が8,880人、年間販売額が2,950億円となっている。年間販売額はほぼ横ばいで推移している。

<半田市の産業に関する統計まとめ>

	金額	備考
農業産出額	77.7億円	農林水産省 令和3年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	8,956.9億円	経済産業省 令和4年経済構造実態調査
年間商品販売額	2,950億円	経済産業省 平成28年商業統計調査

(4) 土地利用状況

半田市の市街化区域は約27.68km²で、市域全体の約58%となっている。臨海部においては、工業系の利用が多く、市街地化調整区域においては田、畑が多く占める。

また、市街化区域の約31%にあたる約8.46km²で、土地区画整理事業が施工済み又は施工中となっている。市街化区域面積に対する土地区画整理事業の施工地区面積の割合は、愛知県平均（約29%）と比較して、僅かに高い状況にあるが、市街地の防災性を高めるため、空き家等の低未利用地の対策が必要となる。

(5) 社会資本の老朽化

半田市を含め全国の多くの自治体では、高度経済成長や国の全国総合開発計画に基づいて、昭和30年代から50年代にかけて、生活水準の向上や人口増加への対応など社会福祉の増進を目的として、短期間に多くの公共施設や道路・橋梁等のインフラの整備を進めてきた。その結果、多くの施設等が一斉に更新の時期を迎えつつあり、多額の更新費用が集中的に必要となることが見込まれている。

第2節 想定するリスク

1 過去の災害

(1) 風水害

名称	年月日	主な被害
伊勢湾台風	昭和34年9月26日	死者 290名 負傷者 664名 家屋全壊 938戸 床上浸水 1,918戸 被害額 10,342,926千円
東海豪雨	平成12年9月11日	床上浸水 267戸 床下浸水 818戸 被害額 152,018千円 (公共施設等分)
平成25年8月6日集中豪雨	平成25年8月6日	床上浸水 16戸 床下浸水 39戸

(2) 地震災害

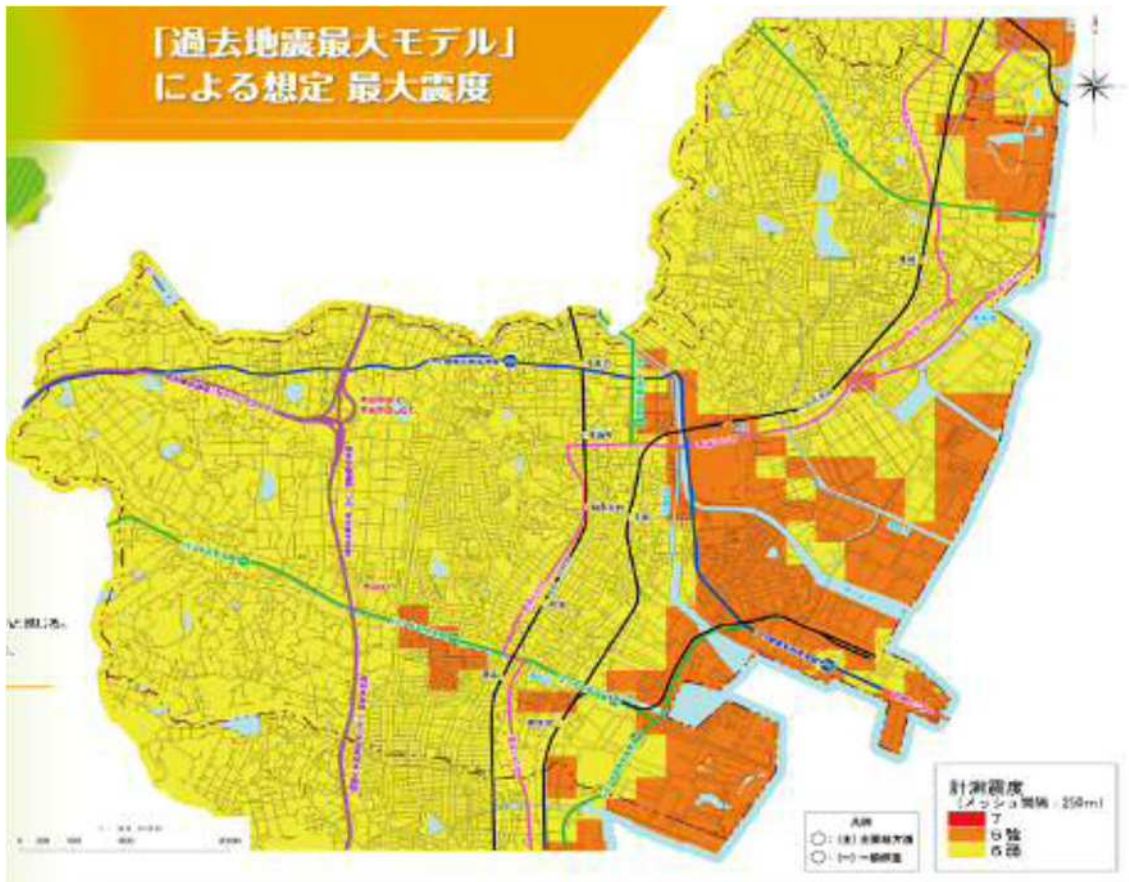
名称	年月日	主な被害
東南海地震 (M7.9)	昭和19年12月7日	死者 188名 負傷者 286名 家屋全(半)壊 1,792戸

2 南海トラフ地震被害予測

愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成26年5月公表)」より

【半田市の地震・津波の規模】

最大震度 : 6強
最高津波高 : 3.6m



【被害想定】

ア 建物被害

半田市における全壊棟数：約 1,500 棟

(冬の夕方 18 時、風速 5m/s の場合)

揺	れ	:	約 700 棟		
液	状	化	:	約 10 棟	
浸	水	・	津波	:	約 50 棟
急	傾斜地崩壊等	:	約 10 棟		
火	災	:	約 700 棟		

イ 人的被害

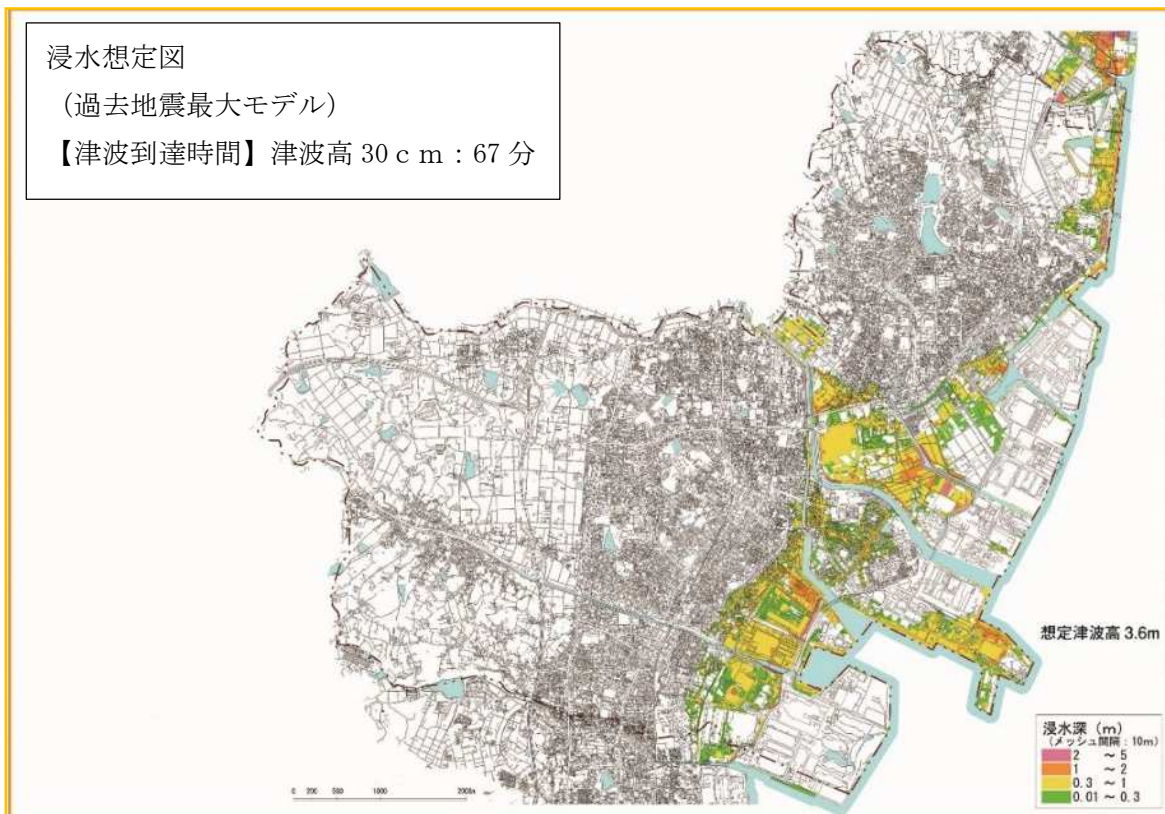
半田市における死者数：約 100 人

(冬の夕方 18 時で風速 5m/s、早期避難率低の場合)

建	物	倒	壊	等	:	約 30 人
浸	水	・	津波	:	約 30 人	
(うち)	自力脱出困難	:	約 10 人			
(うち)	逃げ遅れ	:	約 20 人			
急	傾斜地崩壊等	:	約 一人			
火	災	:	約 30 人			

【浸水面積】

554 ヘクタール



想定		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル	
人的被害 (冬夕方 発災時)	建物倒壊等	死者数	約 30 人	約 400 人
	(うち屋内収容物 移動・転倒、 屋内落下物)		(被害わずか)	(約 30 人)
	浸水・津波	死者数	約 30 人	約 200 人
	(うち自力 脱出困難)		(約 10 人)	(約 100 人)
	(うち逃げ遅れ)		(約 20 人)	(約 70 人)
	急傾斜地 崩壊等	死者数	(被害わずか)	(被害わずか)
	火災	死者数	約 30 人	約 300 人
建物 (冬夕方 発災時)	揺れ	全壊 焼失棟数	約 700 棟	約 9,300 棟
	液状化	全壊 焼失棟数	約 10 棟	約 20 棟
	浸水・津波	全壊 焼失棟数	約 50 棟	約 40 棟
	急傾斜地 崩壊等	全壊 焼失棟数	約 10 棟	約 10 棟
	火災	全壊 焼失棟数	約 700 棟	約 4,800 棟
震度分布 面積率	7		0%	45%
	6強		21%	55%
	6弱		79%	0%
	5強以下		0%	0%
液状化 危険度 面積率	大		20%	22%
	中		11%	11%
	小		2%	0%
	なし		9%	9%
	対象層なし		6%	6%
	計算対象外		52%	52%

想定		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル
ライフライン機能支障 (発災1日後)	上水道	断水人口	約 117,000 人	愛知県による公表はありません
	都市ガス	復旧対象戸数	約 24,000 戸	
	LP ガス	機能支障世帯数	約 1,900 世帯	
	電力	停電軒数	約 53,000 軒	
	固定電話	不通回線数	約 17,000 回線	
	携帯電話	停波基地局率	81%	
	下水道	機能支障人口	4,200 人	
避難者数 (冬夕方発災時)	1 日後	避難者数	約 12,000 人	愛知県による公表はありません
	(うち避難所)		(約 7,600 人)	
	(うち避難所以外)		(約 4,500 人)	
	1 週間後	避難者数	約 25,000 人	
	(うち避難所)		(約 13,000 人)	
	(うち避難所以外)		(約 11,000 人)	
	1 ヶ月後	避難者数	約 8,000 人	
	(うち避難所)		(約 2,400 人)	
	(うち避難所以外)		(約 5,600 人)	

【土砂災害警戒区域・特別警戒区域】

名称	指定区域	災害の種類	区域の種別	土地の面積(m ²)	人家戸数	地区名
亀崎相生町2丁目-1 (205-K-001-1)	亀崎相生町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,942	5	亀崎地区
			特別警戒区域	83	2	
亀崎相生町2丁目-2 (205-K-002)	亀崎町 5丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	2,511	12	亀崎地区
			特別警戒区域	208	3	
亀崎相生町2丁目-3 (205-K-003)	亀崎町 4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	7,878	14	亀崎地区
			特別警戒区域	1,130	4	
亀崎相生町2丁目-4 (205-K-004-1)	亀崎月見町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	5,434	10	亀崎地区
			特別警戒区域	721	1	
亀崎北浦町亀崎月見町-1 (205-K-005-1)	亀崎町 1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	11,157	309	亀崎地区
			特別警戒区域	1,698	1	
亀崎北浦町亀崎月見町-2 (205-K-006)	亀崎北浦町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	20,661	22	亀崎地区
			特別警戒区域	2,728	0	
亀崎北浦町亀崎月見町-3 (205-K-007)	亀崎北浦町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	4,958	11	亀崎地区
			特別警戒区域	320	0	
亀崎北浦町亀崎月見町-4 (205-K-008)	亀崎月見町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,753	5	亀崎地区
亀崎北浦町亀崎月見町-5 (205-K-009)	亀崎月見町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	8,509	12	亀崎地区
			特別警戒区域	1,111	0	
有脇町6丁目 (205-K-010)	有脇町 6丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	6,525	14	有脇地区
稲穂町有脇町A (205-K-012)	有脇町 15丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	3,526	4	有脇地区
			特別警戒区域	383	1	
稲穂町有脇町B (205-K-013)	有脇町 14丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,904	4	有脇地区
有脇町10丁目 (205-K-014)	有脇町 10丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	6,112	5	有脇地区
亀崎大洞町3,4丁目A (205-K-015)	のぞみが丘 1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	3,133	2	亀崎地区
			特別警戒区域	715	0	
亀崎大洞町3,4丁目B (205-K-016)	亀崎大洞町 4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	2,612	2	亀崎地区
			特別警戒区域	371	0	
亀崎高根町3,4,5丁目 (205-K-017)	亀崎高根町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	936	2	亀崎地区
			特別警戒区域	155	0	
亀崎常盤町2丁目 (205-K-018)	亀崎常盤町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,419	2	亀崎地区
亀崎A (205-K-019)	亀崎町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	12,543	21	亀崎地区
			特別警戒区域	372	1	
亀崎B (205-K-020)	亀崎町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	10,113	29	亀崎地区
			特別警戒区域	900	0	
緑ヶ丘11丁目 (205-K-021)	緑ヶ丘 11丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	886	0	有脇地区
			特別警戒区域	180	0	
のぞみが丘3丁目-2A (205-K-022)	亀崎高根町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	682	2	亀崎地区
のぞみが丘3丁目-2B (205-K-023)	のぞみが丘 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	6,765	15	亀崎地区
			特別警戒区域	1,248	4	
白山 (205-K-024)	白山町 4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	11,809	24	協和地区
板山町10,11,12丁目 (205-K-025)	板山町 10丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,015	1	板山地区
			特別警戒区域	324	1	
西大矢知町-1 (205-K-026)	西大矢知町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	292	1	大矢知地区
			特別警戒区域	58	0	

名称	指定区域	災害の種類	区域の種別	土地の面積(m ²)	人家戸数	地区名
新野町-1 (205-K-027-1)	新野町 1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,483	1	鴉根地区
			特別警戒区域	337	0	
南大矢知町2丁目-1 (205-K-028)	南大矢知町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	3,729	0	大矢知地区
			特別警戒区域	759	0	
西大矢知町3丁目-1 (205-K-029)	西大矢知町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	307	1	大矢知地区
			特別警戒区域	56	0	
平和町1丁目-1 (205-K-030)	平和町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	945	0	半田地区
			特別警戒区域	201	0	
宝来町5丁目-1 (205-K-031)	宝来町 5丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	873	0	半田地区
			特別警戒区域	202	0	
横山町-1 (205-K-032)	横山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	2,930	1	板山地区
			特別警戒区域	921	0	
半田市-3 (205-K-033)	有脇町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	778	1	有脇地区
			特別警戒区域	224	0	
東大矢知町3丁目-2 (205-K-034)	東大矢知町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,453	0	大矢知地区
			特別警戒区域	343	0	
土井山町2丁目-1 (205-K-035)	土井山町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	3,481	0	住吉地区
			特別警戒区域	1,152	0	
横松東側・中側・西側 (441-K-052)	知多郡阿久 比町大字横 松字中側	急傾斜地の崩壊	警戒区域	50,377	34	乙川地区
			特別警戒区域	16,723	3	
上池町2丁目-1 (205-K-036)	上池町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	549	3	上池地区
			特別警戒区域	47	0	
有脇町10丁目-2 (205-K-037)	有脇町 10丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	563	1	有脇地区
			特別警戒区域	144	0	
亀崎町2丁目-1 (205-K-038)	亀崎町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	4,948	11	亀崎地区
			特別警戒区域	1,472	1	
亀崎町1丁目-1 (205-K-039)	亀崎町 1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	2,199	8	亀崎地区
			特別警戒区域	362	1	
奥町3丁目-2 (205-K-040)	奥町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	890	1	半田地区
			特別警戒区域	183	1	
上池町2丁目-1 (205-K-036)	上池町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	549	3	上池区
			特別警戒区域	47	0	
板山町10丁目-1 (205-k-041)	板山町 10丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	666	2	板山地区
			特別警戒区域	41	1	
神代町2丁目-1 (205-K-042)	神代町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	2,122	0	板山地区
			特別警戒区域	487	0	
亀崎相生町3丁目-1 (205-K-043)	亀崎相生町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	502	0	亀崎地区
亀崎相生町4丁目-1 (205-K-044)	亀崎相生町 4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	879	2	亀崎地区
			特別警戒区域	197	1	
大湯町1丁目-1 (205-K-045)	大湯町 1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	3,258	2	板山地区
			特別警戒区域	1,041	0	

名称	指定区域	災害の種類	区域の種別	土地の面積(m ²)	人家戸数	地区名
椎ノ木町2丁目-1 (205-K-046)	椎ノ木町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	644	1	板山地区
			特別警戒区域	95	0	
吉田町4丁目-1 (205-K-047)	吉田町 4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	4,694	3	板山地区
			特別警戒区域	1,560	1	
新宮町5丁目-1 (205-K-048)	新宮町 5丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	536	1	西成岩地区
			特別警戒区域	103	0	
亀崎高根町4丁目-1 (205-K-049)	亀崎高根町 4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	817	2	亀崎地区
			特別警戒区域	115	0	
椎ノ木町2丁目-2 (205-K-050)	椎ノ木町 2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	1,542	1	板山地区
			特別警戒区域	292	0	
亀崎相生町3丁目-2 (205-K-051)	亀崎相生町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	2,775	11	亀崎地区
亀崎相生町3丁目-3 (205-K-052)	亀崎相生町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	719	3	亀崎地区
亀崎相生町3丁目-4 (205-K-053)	亀崎相生町 3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	538	2	亀崎地区
板山町10丁目-2 (205-K-054)	板山町 10丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	398	0	板山地区

第3章 脆弱性評価

第1節 リスクシナリオ

設定にあたっては、国土強靱化基本計画で示された8つの目標や45のリスクシナリオを参考に、半田市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

また、愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野を参考に7つの個別施策分野及び1つの横断的分野を設定した。なお、本計画策定後に発生した災害から得られた教訓や社会情勢の変化、2018年12月に変更された国土強靱化基本計画の内容を踏まえ見直しを行った。

個別施策分野：■行政機能／警察・消防 ■住宅・都市 ■保健医療・福祉
■情報通信 ■産業・経済 ■交通・物流 ■地域保全

横断的分野：■リスクコミュニケーション

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
<p>1 人命の保護が最大限図られること</p> <p>2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること</p> <p>4 迅速な復旧復興を可能にすること</p>	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や多数の死傷者の発生
			1-2	火災による不特定多数が集まる施設での多数の死傷者の発生
			1-3	津波・高潮による多数の死傷者の発生
			1-4	台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化
			3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2			テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られること	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-5	食料等の安定供給の停滞
2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、ガスサプライチェーンの機能停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震による大規模火災の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出
			7-6	農地の荒廃
4 迅速な復旧復興を可能にすること	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞
			8-2	人材不足による復興の遅れ
			8-3	文化財や環境的資産の喪失
			8-4	仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建の遅れ

第2節 評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。また、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、重要業績指標(KPI:Key Performance Indicator)を選定した。

この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは次のとおりである。

1 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模な災害が発生したときでも、人命の保護や被害を最小限にするため、想定されるリスクに対しては、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、施策の重点化を図り、計画的に推進していく必要がある。

2 国、県、民間事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、市の取組だけでは十分ではなく、国・県・民間事業者等と適切な役割分担の下、連携・協力しながら取り組むことが必要となる。

3 地域特性に応じた施策の推進

地域の特性として、半田市は三次救急医療を担う半田市立半田病院を有しており、地域の救急医療の核となっている。迅速な救急医療活動を支える幹線道路の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となる。また、半田市立半田病院は半田運動公園東側の土地への建て替え移転を予定しており、移転も視野に入れた施策の推進が必要となる。

第4章 計画の推進方針

第1節 分野別方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や多数の死傷者の発生

(関係機関との連携強化)

- 大規模地震発生時には、関係機関(自衛隊、警察、消防等)との連携が重要不可欠であることから、合同の訓練、情報交換及び意見交換を行う等、連携強化を推進する。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震シェルター等の設置費助成事業を進め、耐震化できない住宅等の減災化を推進する。
- ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用を促進する。
- 認可保育所等の社会福祉施設の建替や大規模修繕などの整備の際には、耐震化等の整備を行うよう促進する。

(市街地整備の推進)

- 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業等を推進する。

(土地区画整理事業の推進)

- 土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能向上を推進する。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を進める。
- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を推進する。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生への備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占用の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(事前復興まちづくりの推進)

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等の復興に際しては、震災復興都市計画の策定を検討する。

(地域防災力の強化)

- 地域防災力を向上させるため、地域や自主防災会等による、訓練や研修、啓発イベント等の実施を促し、地域の実情に合わせた防災活動の啓発を推進する。また、指定避難所毎で運営委員会等の避難所開設組織の組成を促し、実践的な災害対応力強化を促進する。

(防災意識の啓発)

- 防災講演会等の防災減災の啓発事業を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行う。

(重要業績指標KPI)

- ◆住宅の耐震化率：83.7%(H26年度)⇒95.0%(令和7年度)
- ◆避難所運営組織の組成と避難所開設訓練の実施場所数：
7か所(令和5年度)⇒12か所(令和10年度)
- ◆防災キャンプ実施校：
10校/市内13校(令和5年度)⇒13校全校実施(令和8年度)
- ◆保育所等の耐震化率：完了済(令和5年度)

1-2 火災による不特定多数が集まる施設での多数の死傷者の発生

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火器の使用又は取扱いに関する指導を推進する。
- 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を促進し、当該対象物における防火体制の強化を図る。
- 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を促進する。

(火災に強いまちづくりの推進)

- 延焼防止の緑地帯の形成や、火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する。
- 火災が起きた際の延焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、狭あい道路の解消を図る。

(重要業績指標KPI)

- ◆消防計画に基づく避難訓練の実施率：36.0%(H30年度)
- ◆都市公園の供用面積：8.5㎡/人(H31)⇒9.0㎡/人(R12まで)市民1人当たり緑の基本計画より

1-3 津波・高潮による多数の死傷者の発生

(避難体制の整備)

- 避難指示等の防災情報について、住民が、適時、適切な避難行動がとれるよう、迅速な発令判断ができる体制を整備する。逃げ遅れのない避難実施のため、マイタイムラインを活用した避難について啓発していく。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 高齢や障がいにより、自力で避難することが難しい方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成し、平常時から地域の関係機関と情報を共有することで、避難支援や安否確認など、地域で支えあう体制作りを推進する。

(要配慮者利用施設の避難体制整備（津波・高潮）)

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設では、浸水に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸堤防、防潮堤等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進する。津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく。
- 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

(海岸の水閘門の耐震化推進)

- 海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。

(海岸保全施設等の操作)

- 夜間、休日などの休庁時間に津波・高潮が発生した場合、被害を低減するため、水門・防潮扉等の開閉について、従事職員が確実に操作できる体制を整える。

(ハザードマップの更新・周知・啓発)

- 浸水想定区域の指定等、新たな被害予測が示された場合、ハザードマップを改訂し、住民の適切な避難行動に繋げる。平時から水害の危険性を周知し、普及啓発を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆半田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検：
26橋(令和4年度)⇒継続
- ◆半田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事：
9橋(令和4年度)⇒継続(随時見直し)
- ◆水災害ハザードマップの策定(令和3年度)

1-4 台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川の堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防の耐震化、老朽化対策等を推進する。
- 河川及び水路のあり方を明確にする「河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する。

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する。

(要配慮者利用施設の避難体制整備(洪水))

- 主要河川の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設では、河川の水位上昇が生じた場合に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。

(ため池の貯水機能の活用)

- 降雨による浸水被害の低減を図るため、ため池の有効活用により、集中豪雨に備えた貯留能力を確保する。

(洪水ハザードマップの周知・啓発)

- 水位周知河川について水災害ハザードマップを活用し、マイタイムラインの作成支援、適切な避難行動について、住民へ周知・啓発を推進する。

(内水ハザードマップの周知・啓発)

- 想定最大規模降雨の浸水シミュレーションによる雨水出水浸水想定区域図を基に内水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進する。

(雨水対策の推進)

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管の新設・増径、排水路、調整池等の整備を推進するとともに、市街地からの雨水排除のため、雨水排水ポンプ能力の向上を推進する。また、市街化の進展や住環境の変化に応じた適切な雨水排水を行うため、既存の雨水排水施設における排水能力の再検討、地域ごとの雨水対策目標を検討した雨水管理総合計画を作成し、段階的な対策を推進する。

(雨水排水施設の改築・更新、耐震化)

- ストックマネジメント計画に基づき、雨水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する。
- 地震などの自然災害による下水道施設への影響を軽減させるため、各施設の耐震化を進めるとともに、発災時に迅速な対応ができるように事前の備えや行動計画を確立する。

(下水道施設の耐水化)

- 河川の氾濫、津波等により下水道施設が浸水し、排水機能が停止することを防ぐため、耐水化計画に基づき整備を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆内水ハザードマップの作成：令和8年度
- ◆ストックマネジメント計画に基づく点検調査：
8排水ポンプ場 令和元年度～ ⇒ 継続
雨水管渠 令和2年度～ ⇒ 継続
- ◆ストックマネジメント計画に基づく改築・更新
8排水ポンプ場 令和元年度～ ⇒ 継続
雨水管渠 令和4年度～ ⇒ 継続
- ◆耐水化計画に基づく排水ポンプ場の耐水化率：
62.5% (令和4年度) ⇒ 100% (令和7年度)

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害防止施設の整備促進)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に推進するとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と警戒避難体制の確立を進める。

(要配慮者利用施設の避難体制整備(土砂))

- 土砂災害警戒区域付近に立地する要配慮者利用施設では、累積降雨量等の避難基準に基づき、適切に避難できる体制整備を推進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。

(土砂災害ハザードマップの周知・啓発)

- 土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、避難経路等について住民への周知啓発を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆土砂災害ハザードマップの策定：32箇所(16枚)(令和4年度時点)
- ◆復旧部防災訓練の実施回数：1回/年⇒継続実施

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(水・食料の備蓄)

- 地震等の大規模災害時に想定される避難者数に応じた、水、食料の分散備蓄を推進する。

(備蓄の拡充)

- 乳幼児のための液状ミルクや、大人用紙オムツ等、要配慮者支援に必要なものを備蓄する。様々な災害に柔軟に対応できる備蓄へと質、量ともに拡充を推進する。備蓄物資を適切な環境で保管できる倉庫を整備する。

(物資の調達体制の構築)

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送について、協定を締結している事業者等との、連絡体制の整備、連携強化を推進する。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

- 市庁舎や消防署、災害拠点病院等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を推進する。非常用電源に用いる燃料の調達方法について、事前検討しておく。

(重要業績指標KPI)

- ◆非常用食料備蓄充足率：100%(充足済)
- ◆非常用飲料備蓄充足率：100%(充足済)
- ◆防災広場倉庫の建設：令和6年度

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(受援体制の整備)

- 応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保しておく。

(消防力の強化)

- 消防署所について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、老朽化している半田消防署については、災害発生時に、その機能が維持できるように移転・建替えを推進する。
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防施設整備計画により、消防車両や消防水利等の施設、設備を計画的に更新・整備を推進する。

(消防団の充実)

- 地域防災の要となる消防団について団員の充足を進める。様々な災害に対応できる装備の充実を図る。拠点となる詰所についても、建物の老朽化対策、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等の環境整備を推進する。

(企業等民間団体との協力)

- 企業や民間団体が保有する資機材を始め、人材や技能(医療系資格や特殊車両の運転免許等)の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、平時から防災訓練等を通じて、自助及び共助による各団体の防災力強化を促進する。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する。

○狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

(踏切対策事業)

○都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約 2.6km の区間を高架化することにより、影響する 9 箇所の踏切を除去し、交差する道路等の整備を推進する。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を推進する。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化する。

(重要業績指標KPI)

◆半田市受援計画の策定：令和6年度

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

(徒歩帰宅支援ルートマップの周知・啓発)

○災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置など、住民や市内勤務者、学生等へ周知啓発を推進する。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○帰宅困難者対策は、行政、企業、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害発生時における従業員、生徒、児童の保護や対応方法について啓発を推進する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害拠点病院の防災力強化）

- 災害拠点病院である半田市立半田病院は、地域医療の核となり、災害時には多くの傷病者受入が予想される。トリアージ訓練、外部機関との連携訓練等、有事に迅速な対応ができる体制作りを進める等、防災力強化を推進する。
- 老朽化している半田市立半田病院を、半田運動公園東側の土地に建て替える。

（潜在看護職等のボランティアの活用）

- 市の医療救護体制の強化のため、市民から募集した潜在看護職等のボランティアについて、組織体制を構築し、災害時に迅速に活動できる体制作りを促進する。

（医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携）

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく。
- トリアージ・応急手当研修等、災害時の対応方法について研修を行う。
- 大規模災害時に二次医療圏域毎で設置される保健医療調整会議の事務局となる保健所及び傷病者の搬送調整を行う災害医療コーディネーターと会議や訓練を定期的に行い、日ごろから顔の見える関係を構築する。

（傷病者の搬送拠点の開設）

- 二次医療圏域内での傷病者の搬送調整が困難な場合には、圏域内の保健医療調整会議と連携し、関連機関（県、DMAT等）との協力のもと、半田運動公園等の航空機搬送が可能な場所に傷病者の搬送拠点を設営し対応できる体制を構築する。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資の物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を推進するとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進により、医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。

(重要業績指標KPI)

- ◆半田市立半田病院の建て替え：令和7年春開院予定
- ◆半田市医師会とのトリアージ・応急手当研修の実施：年1回⇒継続実施
- ◆防災広場の整備：令和6年度

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生物資の備蓄)

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレや便収納袋等の衛生管理に資する備蓄を強化していく。

(災害時保健活動マニュアルの改訂)

- 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「半田市災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく。

(予防・防疫体制の構築)

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所を迅速に把握し、早期に消毒が実施できるよう、状況把握から実施までのマニュアルを作成し、体制を構築する。

(遺体収容体制等の構築)

- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をする。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所運営体制の整備)

- 緊急時に地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する。
- 町内会や自主防災会等との避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営ができるよう意識啓発や体制整備を促進する。

(地域特性に応じた避難所用備蓄品及び救助用資機材の整備)

- 各自主防災会が整備する、地域に応じた災害対応用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の整備を促進する。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後に住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を促進する。

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 業務の継続と早期復旧を図るために「半田市業務継続計画」を定期的に見直し、計画に基づいた訓練の実施等、計画の職員周知を推進する。

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

- 災害発生時には、大半の公共施設が活動拠点や避難所として活用されることから、公共施設の非構造部材の落下防止などの対策を推進する。

(公共施設の機能確保・老朽化対策)

- 活動拠点や避難所として公共施設が求められる機能を考慮し、自衛的な燃料備蓄等の、設備の整備、機能面の充実を推進する。電力途絶時にも機能を保持するために、再生可能エネルギーや蓄電池、省エネ機器(照明・空調等)の導入を推進する。また、安全性向上のため、老朽化対策についても推進する。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを事前に周知しておく。

(災害対策本部の機能確保)

- 災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び応援部隊並びに支援物資の集積拠点として指定されている、半田運動公園及び隣接する知多南部総合卸売市場について、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整備し、災害時の指揮命令系統の機能強化を推進する。防災倉庫及びハリポート機能を有した防災広場を拠点近郊に開設する。オペレーション室等の被災直後の混乱時にも、指揮命令が明確で実効性の高い組織、体制作りを推進する。

(災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受入拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、広域連携を考慮した災害時の受援体制の整備を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆半田市業務継続計画(半田市BCP)[南海トラフ地震編]の更新：
定期的な進捗管理
- ◆防災広場の整備：令和6年度

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の複線化・強化)

- 電力の供給停止等によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ伝達できるよう、情報通信機能を複線化する。併せてシステムや通信手段の強化を推進する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報提供手段の周知)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、ホームページやX（旧防災ツイッター）等、複線化された情報提供手段について市民周知を推進する。

(情報提供方法の多様化)

- 多言語化やコミュニケーションボード、手話、音声案内等の活用により、避難指示や避難所の開設状況等の災害に係る重要な情報について、提供方法の多様化を推進する。

(防災行政無線設備の強化)

- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線について、既存の設備を活用しつつ、より確実な情報伝達ができるように、設備の拡充や、新たな手法を検討した強化更新を推進する。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(企業BCP策定の促進)

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業BCP策定に関する情報提供や、周知啓発を推進する。

(企業防災力の強化)

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について啓発する。また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域への立入禁止等自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する。

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、電力、ガス等のライフライン関係機関における施設の耐震対策を促進する。
- ライフライン関係機関との防災訓練や協定の締結により、平時からの連携強化を推進する。

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。橋梁における踏み掛け板の配置など、地震等が生じても通行できるよう耐震化、老朽化対策を推進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討していく。

(緊急輸送路沿いの住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化することにより、影響する9箇所の踏切を除去し、交差する道路等の整備を推進する。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するために、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及を推進する。

5-4 陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。橋梁における踏み掛け板の配置など、地震等が生じても通行できるよう耐震化、老朽化対策を推進する。
- 今後、急速に進展する道路施設の老朽化に対し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の対応を推進する。

(道路啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する。緊急輸送路のほか市内の防災拠点施設へのアクセス道路も確保する。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化することにより、影響する9箇所の踏切の除去等、交差する幹線道路の整備を進める。
- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制整備を推進する。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、ガス、サプライチェーンの機能停止

(ライフラインの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線鋼や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する。
- 災害に備え耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーや、水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池、蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避、緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆第2次半田市環境基本計画策定：(令和2年)

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(安定した供給体制の確保)

- 水源である長良川の異常時において、木曽川など複数系統からの柔軟な運用を充実させる。

(上水道施設の耐震化等)

- 取水設備及び浄水場等の水道設備の耐震化、広域調整池や配水池の効率的な運用により非常時での供給体制の強化を図る。
- 大規模災害時において早期に配水を可能とするため、配水管路網のブロック化を進める。
- 災害時における二次災害防止とライフライン機能を確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する。

(応急給水体制の強化)

- 応急給水栓の整備の充実を図るとともに、給水車等による応急給水体制を強化する。

(上下水道災害応援体制の強化)

- 県、近隣市町、関連機関との連絡体制を構築し広域連携を図るとともに、指定工事店組合等からの応援協力体制を強化する。
- 応援活動を行うにあたり、市及び指定工事店組合等における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う。

(重要業績指標KPI)

- ◆基幹管路の耐震化率：86.9%(令和4年)⇒94.8%(令和10年)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道業務継続計画の策定)

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、お客様サービスセンターを含めた民間会社との連携を密にし、経営面も早期に通常業務に戻せるような下水道BCPの適宜見直しを行う。

(下水道処理施設等の浸水対策)

- 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等への浸水対策を図り、災害時における機能確保を図る。

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震等の災害時に避難所のトイレ不足が危惧されるため、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う。
- 耐震化された避難所からは、既設トイレ、マンホールトイレからの排水が発生するため、避難所敷地内の管路(排水設備)及び当該施設の下流管路(汚水本管)の耐震化を推進する。

(汚水排水施設の改築・更新)

- ストックマネジメント計画に基づき、汚水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆下水道BCPの策定：平成25年度策定⇒毎年更新
- ◆マンホールトイレ設置数：45箇所、188基
- ◆ストックマネジメント計画に基づく点検調査：
汚水管渠（令和元年度～）⇒継続
- ◆ストックマネジメント計画に基づく改築・更新：
汚水管渠（令和3年度～）⇒継続

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(基幹的交通ネットワークの確保)

- 傷病者搬送、物資輸送のルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。
- 陸上輸送の寸断に備え、港湾について、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、地震津波対策を着実に推進し、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化することにより、影響する9箇所の踏切を除去し、交差する道路等の整備を推進する。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震による大規模火災の発生

(救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を推進する。

(感震ブレーカー等家屋の地震対策の普及啓発)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を推進する。

(市街地整備の推進)

- 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を推進する。

(土地区画整理事業の推進)

- 土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能向上を推進する。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を進める。
- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を進める。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆地震対策資機材等整備促進事業：250世帯(R5単年度事業)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加する。関係機関同士の連携を強化し、被災状況の共有方法等、大規模特殊災害への対応力強化を図る。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を検討する。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

(危険な空家への対策)

- 空家等対策として、補助制度等により危険な空き家の取壊しを促進する。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生への備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占有の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(重要業績指標KPI)

- ◆空家等の戸数：736戸(令和元年度) ⇒ 増加させない

7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてため池ハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる。

(農業用排水施設等の整備)

- 経年により老朽化した排水ポンプ設備について、計画的な整備・更新を推進する。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水設備の改修や、農業排水路の整備を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆防災重点ため池の耐震調査 : 21か所/24か所(令和元年)
- ため池ハザードマップの作成 : 21か所/24か所(令和元年)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物資の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。

(吹付石綿飛散防止対策の推進)

- 平常時の吹付石綿飛散防止対策を推進する。

7-6 農地の荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の自主性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞

(災害廃棄物処理計画に基づく対応力強化)

- 災害廃棄物の仮置場や処理体制等を定めた災害廃棄物処理計画を随時更新するとともに、災害時支援協定を締結している民間事業者等と顔が見える関係をつくることにより、災害廃棄物処理体制の強化を推進する。

(重要業績指標KPI)

- ◆災害廃棄物処理計画の策定：策定済(平成29年)
- ◆一般廃棄物最終処分場の建設・一般廃棄物最終処分場供用開始(令和7年)

8-2 人材不足による復興の遅れ

(ボランティアコーディネーターの育成)

- 災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会、半田災害支援ボランティアコーディネーターの会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を進める。

(被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

- 愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する。

(教職員等の防災意識向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る。

8-3 文化財や環境的資産の喪失

(地区集会所等の耐震化)

- 耐震改修が必要な地区集会所等の耐震化の促進を図る。

(文化財消防訓練の実施)

- 文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、各関係機関で連携して消防訓練を実施し、地域における防災体制の確立を図る。

(重要業績指標KPI)

- ◆文化財消防訓練の実施：1回／年⇒継続

8-4 仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建の遅れ

(応急仮設住宅の迅速な確保に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。

(2) 施策分野ごとの施策の推進方針

I) 個別施策分野

行政機能／警察・消防

(災害対策本部の機能確保)

- 災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び応援部隊並びに支援物資の集積拠点として指定されている、半田運動公園及び隣接する知多南部総合卸売市場について、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整備し、災害時の指揮命令系統の機能強化を推進する。防災倉庫及びヘリポート機能を有した防災広場を拠点近郊に開設する。オペレーション室等の被災直後の混乱時にも、指揮命令が明確で実効性の高い組織、体制作りを推進する。

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 業務の継続と早期復旧を図るために平成27年度に策定された「半田市業務継続計画」を定期的に見直し、計画に基づいた訓練の実施等、計画の職員周知を推進する。

(災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を始めとする応援部隊等の受入拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、広域連携を考慮した災害時の受援体制の整備を推進する。

(受援体制の整備)

- 応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点を、関係機関との調整の上、確保しておく。

(関係機関との連携強化)

- 大規模地震発生時には、関係機関(自衛隊、警察、消防等)との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を推進する。

(水・食料の備蓄)

- 地震等の大規模災害時に想定される避難者数に応じた水、食料の分散備蓄を推進する。

(備蓄の拡充)

- 乳幼児のための液状ミルクや大人用紙オムツ等、要配慮者支援に必要なものを備蓄する等、様々な災害に柔軟に対応できる備蓄へと質・量ともに拡充を推進する。備蓄物資を適切な環境で保管できる倉庫を整備する。

(物資の調達体制の構築)

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送について、協定を締結している事業者等との、連絡体制の整備、連携強化を推進する。

(防災行政無線設備の強化)

- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線について、既存の設備を活用しつつ、より確実な情報伝達ができるように、設備の拡充や、新たな手法を検討した強化更新を推進する。

(避難体制の整備)

- 避難指示等の防災情報について、住民が、適時、適切な避難行動がとれるよう、迅速な発令判断ができる体制を整備する。逃げ遅れのない避難実施のため、マイタイムラインを活用した避難について啓発していく。

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

- 災害発生時には、大半の公共施設が活動拠点や避難所として活用されることから、公共施設の非構造部材の落下防止などの対策を推進する。

(公共施設の機能確保・老朽化対策)

- 活動拠点や避難所として公共施設が求められる機能を考慮し、自衛的な燃料備蓄等の、設備の整備、機能面の充実を推進する。電力途絶時にも機能を保持するために、再生可能エネルギーや蓄電池、省エネ機器(照明・空調等)の導入を推進する。また、安全性向上のため、老朽化対策についても推進する。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを事前に周知しておく。

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。橋梁における踏み掛け板の配置など、地震等が生じても通行できるよう耐震化、老朽化対策を推進する。
- 今後、急速に進展する道路施設の老朽化に対し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の対応を推進する。

(道路啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する。緊急輸送路のほか市内の防災拠点施設へのアクセス道路も確保する。

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸堤防、防潮堤等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進する。津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく。
- 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

(海岸の水閘門の耐震化推進)

- 海岸にある水閘門等が地震後も操作可能となるよう耐震補強を推進する。

(海岸保全施設等の操作)

- 夜間、休日などの休庁時間に津波・高潮が発生した場合、被害を低減するため、水門・防潮扉等の開閉について、従事職員が確実に操作できる体制を整える。

(河川の堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防の耐震化、老朽化対策等を推進する。
- 河川及び水路のあり方を明確にする「河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し市全域の排水体系を見直し計画的な改修等を推進する。

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する。

(土砂災害防止施設の整備促進)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に推進するとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と警戒避難体制の確立を進める。

(事前復興まちづくりの推進)

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等の復興に際しては、震災復興都市計画の策定を検討する。

（安定した供給体制の確保）

- 水源である長良川の異常時において、木曾川など複数系統からの柔軟な運用を充実させる。

（上水道施設の耐震化等）

- 取水設備及び浄水場等の水道設備の耐震化、広域調整池や配水池の効率的な運用により非常時での供給体制の強化を図る。
- 大規模災害時において早期に配水を可能とするため、配水管路網のブロック化を進める。
- 災害時における二次災害防止とライフライン機能を確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する。

（応急給水体制の強化）

- 応急給水栓の整備の充実を図るとともに、給水車等による応急給水体制を強化する。

（上下水道災害応援体制の強化）

- 県、近隣市町、関連機関との連絡体制を構築し広域連携を図るとともに、指定工事店組合等からの応援協力体制を強化する。
- 応援活動を行うにあたり、市及び指定工事店組合等における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う。

（雨水対策の推進）

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管の新設・増径、排水路、調整池等の整備を推進するとともに、市街地からの雨水排除のため、雨水排水ポンプ能力の向上を推進する。また、市街化の進展や住環境の変化に応じた適切な雨水排水を行うため、既存の雨水排水施設における排水能力の再検討、地域ごとの雨水対策目標を検討した雨水管理総合計画を作成し、段階的な対策を推進する。

（雨水排水施設の改築・更新、耐震化）

- ストックマネジメント計画に基づき、雨水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する。
- 地震などの自然災害による下水道施設への影響を軽減させるため、各施設の耐震化を進めるとともに、発災時に迅速な対応ができるように事前の備えや行動計画を確立する。

(下水道施設の耐水化)

- 河川の氾濫、津波等により下水道施設が浸水し、排水機能が停止することを防ぐため、耐水化計画に基づき整備を推進する。

(下水道業務継続計画の策定)

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、お客様サービスセンターを含めた民間会社との連携を密にし、経営面も早期に通常業務に戻せるような下水道BCPの適宜見直しを行う。

(下水道処理施設等の浸水対策)

- 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等への浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る。

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震等の災害時に避難所のトイレ不足が危惧されるため、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う。
- 耐震化された避難所からは、既設トイレ、マンホールトイレからの排水が発生するため、避難所敷地内の管路(排水設備)及び当該施設の下流管路(汚水本管)の耐震化を推進する。

(汚水排水施設の改築・更新)

- ストックマネジメント計画に基づき、汚水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する。

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火器の使用又は取扱いに関する指導を推進する。
- 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を推進する。
- 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する。

(消防力の強化)

- 消防署所について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、老朽化している半田消防署については、災害発生時に、その機能が維持できるように移転・建替えを推進する。
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防施設整備計画により、消防車両や消防水利等の施設、設備を計画的に更新・整備を推進する。

(救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を推進する。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

- 市庁舎や消防署、災害拠点病院等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を推進する。非常用電源に用いる燃料の調達方法について、事前検討しておく。

(消防団の充実)

- 地域防災の要となる消防団について団員の充足を進める。様々な災害に対応できる装備の充実を図る。拠点となる詰所についても、建物の老朽化対策、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等の環境整備を推進する。

(火災に強いまちづくりの推進)

- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため狭あい道路の解消を図る。

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するために、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及を推進する。

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加する。関係機関同士の連携を強化し、被災状況の共有方法等、大規模特殊災害への対応力強化を図る。

住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震シェルター等の設置費助成事業を進め、耐震化できない住宅等の減災化を推進する。

○ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用を促進する。

(危険な空家への対策)

○空家等対策として、補助制度等により危険な空き家の取壊しを促進する。

(吹付石綿飛散防止対策の推進)

○平常時の吹付石綿飛散防止対策を推進する。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

○沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。

(無電柱化対策)

○大規模災害の備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占有の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(市街地整備の推進)

○都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を推進する。

(土地区画整理事業の推進)

○土地区画整理事業を進め、狭あい道路の解消を図り、火災の延焼防止等、都市の防災機能向上を推進する。

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

○応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。

(感震ブレーカー等家屋の地震対策の普及啓発)

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を推進する。

（公園整備の推進）

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を推進する。
- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を推進する。

保健医療・福祉

（災害拠点病院の防災力強化）

- 災害拠点病院である半田市立半田病院は、地域医療の核となり、災害時には多くの傷病者受入が予想される。トリアージ訓練、外部機関との連携訓練等、有事に迅速な対応ができる体制作りを進める等、防災力強化を推進する。
- 老朽化している半田市立半田病院を、半田運動公園東側の土地に建て替える。

（医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携）

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく。
- トリアージ・応急手当研修等、災害時の対応方法について研修を行う。
- 大規模災害時に二次医療圏域毎で設置される保健医療調整会議の事務局となる保健所及び傷病者の搬送調整を行う災害医療コーディネーターと会議や訓練を定期的に行い、日ごろから顔の見える関係を構築する。

（傷病者の搬送拠点の開設）

- 二次医療圏域内での傷病者の搬送調整が困難な場合には、圏域内の保健医療調整会議と連携し、関連機関（県、DMAT等）との協力のもと、半田運動公園等の航空機搬送が可能な場所に傷病者の搬送拠点を設営し対応できる体制を構築する。

（災害時保健活動マニュアルの改訂）

- 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「半田市災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく。

（予防・防疫体制の構築）

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所を迅速に把握し、早期に消毒が実施できるよう、状況把握から実施までのマニュアルを作成し、体制を構築する。

(衛生物資の備蓄)

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレや便収納袋等の衛生管理に資する備蓄を強化していく。

(遺体収容体制等の構築)

- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をする。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 認可保育所等の社会福祉施設の建替や大規模修繕などの整備の際には、耐震化等の整備を行うよう促進する。

(要配慮者利用施設の避難体制整備)

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設では、浸水に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。
- 主要河川の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設では、河川の水位上昇が生じた場合に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。
- 土砂災害警戒区域付近に立地する要配慮者利用施設では、累積降雨量等の避難基準に基づき、適切に避難できる体制整備を推進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 高齢や障がいにより、自力で避難することが難しい方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成し、平常時から地域の関係機関と情報を共有することで、避難支援や安否確認など、地域で支えあう体制作りを推進する。

情報通信

(情報通信機能の複線化・強化)

- 電力の供給停止等によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ伝達できるよう、情報通信機能を複線化する。併せてシステムや通信手段の強化を推進する。

(情報提供手段の周知)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、ホームページやX（旧防災ツイッター）等、複線化された情報提供手段について市民周知を推進する。

（企業BCP策定の促進）

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業BCP策定に関する情報提供や、周知啓発を推進する。

（企業防災力の強化）

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について啓発する。また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域への立入禁止等自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する。

（企業等民間団体との協力）

- 企業や民間団体が保有する資機材を始め、人材や技能（医療系資格や特殊車両の運転免許等）の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、平時から防災訓練等を実施し、自助及び共助による各団体の防災力強化を促進する。

（ライフラインの災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線鋼や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する。
- 災害に備え耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する。

（燃料供給ルートの確保に向けた体制整備）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を推進する。
- ライフライン関係機関との防災訓練や協定の締結により、平時からの連携強化を推進する。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

（農業用排水施設等の整備）

- 経年により老朽化した排水ポンプ設備について、計画的な整備・更新を推進する。

- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水設備の改修や、農業排水路の整備を推進する。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーや、水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池、蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避、緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

交通・物流

(基幹的交通ネットワークの確保)

- 傷病者搬送、物資輸送のルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。
- 陸上輸送の寸断に備え、港湾について、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、地震津波対策を着実に推進し、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を検討する。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生への備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占用の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化することにより、影響する9箇所の踏切の除去等、交差する幹線道路の整備を進める。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を推進するとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- 燃料供給ルート確保のため、緊急輸送道路等の整備を推進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討していく。

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する。

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する。

(徒歩帰宅支援ルートマップの周知・啓発)

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置など、住民や市内勤務者、学生等へ周知啓発を推進する。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、企業、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害発生時における従業員、生徒、児童の保護や対応方法について啓発を推進する。

地域保全

(火災に強いまちづくりの推進)

- 延焼防止の緑地帯の形成や、自身や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を推進する。
- また、公園施設の老朽化が進んでいることから、半田市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づく更新、維持管理を推進する。

(ため池の貯水機能の活用)

- 降雨による浸水被害の低減を図るため、ため池の有効活用により、集中豪雨に備えた貯留能力を確保する。

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてため池ハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる。

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の自主性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

(地区集会所等の耐震化)

- 耐震改修が必要な地区集会所等の耐震化の促進を図る。

(文化財消防訓練の実施)

- 文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、各関係機関で連携して消防訓練を実施し、地域における防災体制の確立を図る。

(有害物資の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。

(災害廃棄物処理計画に基づく対応力強化)

- 災害廃棄物の仮置場や処理体制等を定めた災害廃棄物処理計画を随時更新するとともに、災害時支援協定を締結している民間事業者と顔が見える関係をつくることにより、災害廃棄物処理体制の強化を推進する。

II) 横断的分野

リスクコミュニケーション

(地域防災力の強化)

- 地域防災力を向上させるため、地域や自主防災会等による、訓練や研修、啓発イベント等の実施を促し、地域の実情に合せた防災活動の啓発を推進する。また、指定避難所毎で運営委員会等の避難所開設組織の組成を促し、実践的な災害対応力強化を促進する。

(防災意識の啓発)

- 防災講演会等の防災減災の啓発事業を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行う。

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後に住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を促進する。

(情報提供方法の多様化)

- 多言語化やコミュニケーションボード、手話、音声案内等の活用により、避難勧告や避難指示、避難所の開設状況等の災害に係る重要な情報について、提供方法の多様化を推進する。

(被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

- 愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する。

(教職員等の防災意識向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る。

(ハザードマップの更新・周知・啓発)

- 浸水想定区域の指定等、新たな被害予測が示された場合、ハザードマップを改訂し、住民の適切な避難行動に繋げる。平時から水害の危険性を周知し、普及啓発を推進する。

(洪水ハザードマップの周知・啓発)

- 水位周知河川について水災害ハザードマップを活用し、マイタイムラインの作成支援、適切な避難行動について、住民へ周知・啓発を推進する。

(内水ハザードマップの周知・啓発)

- 想定最大規模降雨の浸水シミュレーションによる雨水出水浸水想定区域図を基に内水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進する。

(土砂災害ハザードマップの周知・啓発)

- 土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、避難経路等について住民への周知啓発を推進する。

(避難所運営体制の整備)

- 緊急時に地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する。
- 町内会や自主防災会等との避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営ができるよう意識啓発や体制整備を促進する。

(地域特性に応じた避難所用備蓄品及び救助用資機材の整備)

- 各自主防災会が整備する、地域に応じた災害対応用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を促進する。

(ボランティアコーディネーターの育成)

- 災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会、半田災害支援ボランティアコーディネーターの会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を進める。

(潜在看護職等のボランティアの活用)

- 市の医療救護体制の強化のため、市民から募集した潜在看護職等のボランティアについて、組織体制を構築し、災害時に迅速に活動できる体制作りを促進する。

第2節 分野別方針の重点化

本市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して方針の重点化を行った。本市の基本方針は「人命の保護を最優先する」こととし、重点化した「起きてはならない最悪の事態」は次のとおりとする。

近年の気候変動等により深刻化する風水害や、大規模な土砂災害等が、全国各地で多発している。また、愛知県が公表している「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）」では、市全域で甚大な被害が想定される結果となっている。これらの自然災害からは「命を守る」ことが最も重要である。

また、半田市は、救命救急センターをもち、中核災害拠点病院である半田市立半田病院を有しており、知多半島圏域における地域医療、救急医療の要となっている。地域医療体制の整備と併せて、救急医療、災害医療活動を支える幹線道路の整備や道路ネットワークの確立、強靱化が急務となる。

これらを踏まえ、次のものを選定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や多数の死傷者の発生
		1-2	火災による不特定多数が集まる施設での死傷者の発生
		1-3	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-4	台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

また、「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる個別具体的施策の詳細は、別紙「半田市国土強靱化地域計画に位置付けられる個別具体的施策の事業の詳細」（「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」関係分）に明記することとし、この別紙は必要に応じて都度更新を行い、着実に推進するものとする。

第5章 計画の管理

強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検、改善を行う。

第1節 進捗管理

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等の関係者による取組を推進する。また、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設ける等、個別分野ごとの強靱化の取組の進捗状況のフォローアップや、関係者同士の連携を推進する。

第2節 計画の見直し

国の基本計画は、中長期的な視野の下での施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしている。本計画についても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に見直すこととする。また地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、新たに実施すべき事業が生じた場合なども、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

また、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、双方向の整合、調和を考慮することとする。

(別紙)

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や多数の死傷者の発生

(関係機関との連携強化)

- 大規模地震発生時には、関係機関(自衛隊、警察、消防等)との連携が重要不可欠であることから、合同の訓練、情報交換及び意見交換を行う等、連携強化を推進していく必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震シェルター等の設置費助成事業を進め、耐震化できない住宅等の減災化を推進する必要がある。
- ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用を促進する必要がある。

(事前復興まちづくりの推進)

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等の復興に際しては、震災復興都市計画の策定を検討していく必要がある。

(市街地整備の推進)

- 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業等を推進する必要がある。

(土地区画整理事業の推進)

- 土地区画整理事業を推進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を進める必要がある。

- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を推進する必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生の備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占用の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 地域防災力を向上させるため、地域や自主防災会等による、訓練や研修、啓発イベント等の実施を促し、地域の実情に合せた防災活動の啓発を推進する。また、指定避難所毎で運営委員会等の避難所開設組織の組成を促し、実践的な災害対応力強化を促進する。

(防災意識の啓発)

- 防災講演会等の防災減災の啓発事業を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行う必要がある。

1-2 火災による不特定多数が集まる施設での多数の死傷者の発生

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火器の使用又は取扱いに関する指導を推進していく必要がある。
- 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を促進し、当該対象物における防火体制の強化を図る必要がある。
- 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を促進する必要がある。

(火災に強いまちづくりの推進)

- 延焼防止の緑地帯の形成や、火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する必要がある。
- 火災が起きた際の延焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、狭あい道路の解消を図る必要がある。

1-3 津波・高潮による多数の死傷者の発生

（避難体制の整備）

- 避難指示等の防災情報について、住民が、適時、適切な避難行動がとれるよう、迅速な発令判断ができる体制を整備する。逃げ遅れのない避難実施のため、マイタイムラインを活用した避難について啓発していく必要がある。

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 高齢や障がいにより、自力で避難することが難しい方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成、適宜更新する。災害時の安否確認や避難行動支援を検討する際に、地域の関係機関が必要とする個人情報について検討し、名簿等の整備をしていく必要がある。
- 地域の関係機関と名簿等の活用方法について検討していく必要がある。

（要配慮者利用施設の避難体制整備（津波・高潮））

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設では、浸水に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 海岸堤防、防潮堤等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進する。津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。
- 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

（海岸の水閘門の耐震化推進）

- 海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。

（海岸保全施設等の操作）

- 夜間、休日などの休庁時間に津波・高潮が発生した場合、被害を低減するため、水門・防潮扉等の開閉について、従事職員が確実に操作できる体制を整える必要がある。

（ハザードマップの更新・周知・啓発）

- 浸水想定区域の指定等、新たな被害予測が示された場合、ハザードマップを改訂し、住民の適切な避難行動に繋げる。平時から水害の危険性を周知し、普及啓発を推進する必要がある。

1-4 台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（河川の堤防等の耐震化等の推進）

- 河川の堤防の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。
- 河川及び水路のあり方を明確にする「河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する必要がある。

（河川氾濫からの減災に係る取組の実施）

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する必要がある。

（要配慮者利用施設の避難体制整備（洪水））

- 主要河川の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設では、河川の水位上昇が生じた場合に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する必要がある。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する必要がある。

（ため池の貯水機能の活用）

- 降雨による浸水被害の低減を図るため、ため池の有効活用により、集中豪雨に備えた貯留能力を確保する必要がある。

（洪水ハザードマップの周知・啓発）

- 水位周知河川について水災害ハザードマップを活用し、マイタイムラインの作成支援、適切な避難行動について、住民へ周知・啓発を推進する必要がある。

（内水ハザードマップの周知・啓発）

- 想定最大規模降雨の浸水シミュレーションによる雨水出水浸水想定区域図を基に内水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進する必要がある。

（雨水対策の推進）

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管の新設・増径、排水路、調整池等の整備を推進するとともに、市街地からの雨水排除のため、雨水排水ポンプ能力の向上を推進する。また、市街化の進展や住環境の変化に応じた適切な雨水排水を行うため、既存の雨水排水施設における排水能力の再検討、地域ごとの雨水対策目標を検討した雨水管理総合計画を作成し、段階的な対策を推進する必要がある。

(雨水排水施設の改築・更新、耐震化)

- ストックマネジメント計画に基づき、雨水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する必要がある。
- 地震などの自然災害による下水道施設への影響を軽減させるため、各施設の耐震化を進めるとともに、発災時に迅速な対応ができるように事前の備えや行動計画を確立する必要がある。

(下水道施設の耐水化)

- 河川の氾濫、津波等により下水道施設が浸水し、排水機能が停止することを防ぐため、耐水化計画に基づき整備を推進する必要がある。

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害防止施設の整備促進)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に推進するとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と警戒避難体制の確立を進める必要がある。

(要配慮者利用施設の避難体制整備(土砂))

- 土砂災害警戒区域付近に立地する要配慮者利用施設では、累積降雨量等の避難基準に基づき、適切に避難できる体制整備を推進する必要がある。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する必要がある。

(土砂災害ハザードマップの周知・啓発)

- 土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、避難経路等について住民への周知啓発を推進する必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(水・食料の備蓄)

- 地震等の大規模災害時に想定される避難者数に応じた、水、食料の分散備蓄を推進する必要がある。

(備蓄の拡充)

- 乳幼児のための液状ミルクや、大人用紙オムツ等、要配慮者支援に必要なものを備蓄する等、様々な災害に柔軟に対応できる備蓄へと質、量ともに拡充を推進する必要がある。備蓄物資を適切な環境で保管できる倉庫を整備する必要がある。

(物資の調達体制の構築)

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送について、協定を締結している事業者等との、連絡体制の整備、連携強化を推進する必要がある。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

- 市庁舎や消防署、災害拠点病院等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を推進する。非常用電源に用いる燃料の調達方法について、事前検討しておく必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(受援体制の整備)

- 応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保しておく必要がある。

(消防力の強化)

- 消防署所について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、老朽化している半田消防署については、災害発生時に、その機能が維持できるように移転・建替えを推進する必要がある。
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防施設整備計画により、消防車両や消防水利等の施設、設備を計画的に更新・整備を推進する必要がある。

(消防団の充実)

- 地域防災の要となる消防団について団員の充足を進める。様々な災害に対応できる装備の充実を図る。拠点となる詰所についても、建物の老朽化対策、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等の環境整備を推進する必要がある。

(企業等民間団体との協力)

- 企業や民間団体が保有する資機材を始め、人材や技能(医療系資格や特殊車両の運転免許等)の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、平時から防災訓練等を通じて、自助及び共助による各団体の防災力強化を促進する必要がある。

(道路整備・狭あい道路解消)

○幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する必要がある。

○狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

(踏切対策事業)

○都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約 2.6km の区間を高架化することにより、影響する 9 箇所の踏切を除去し、交差する道路等の整備を推進する必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を推進する必要がある。

○災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化する必要がある。

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

(徒歩帰宅支援ルートマップの周知・啓発)

○災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置など、住民や市内勤務者、学生等へ周知啓発を推進する必要がある。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○帰宅困難者対策は、行政、企業、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害発生時における従業員、生徒、児童の保護や対応方法について啓発を推進する必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途

絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害拠点病院の防災力強化)

○災害拠点病院である半田市立半田病院は、地域医療の核となり、災害時には多くの傷病者受入が予想される。トリアージ訓練、外部機関との連携訓練等、有事に迅速な対応ができる体制作りを進める等、防災力強化を推進する必要がある。

- 半田市立半田病院は、昭和57年に建設しており、病院施設の老朽化や狭隘化が課題となっている。また、病棟部分の耐震改修工事は実施したが、建物の配置上、中央診療棟(手術室等)は耐震改修工事が出来ないため、災害発生時に医療の継続提供が出来なくなる可能性がある。そのため、早期に施設を建て替える必要がある。

(潜在看護職等のボランティアの活用)

- 市の医療救護体制の強化のため、市民から募集した潜在看護職等のボランティアについて、組織体制を構築し、災害時に迅速に活動できる体制作りを促進する必要がある。

(医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携)

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく必要がある。
- トリアージ・応急手当研修等、災害時の対応方法について研修を行う必要がある。
- 大規模災害時に二次医療圏域毎で設置される保健医療調整会議の事務局となる保健所及び傷病者の搬送調整を行う災害医療コーディネーターと会議や訓練を定期的に行い、日ごろから顔の見える関係を構築する必要がある。

(傷病者の搬送拠点の開設)

- 二次医療圏域内での傷病者の搬送調整が困難な場合には、圏域内の保健医療調整会議と連携し、関連機関(県、DMAT等)との協力のもと、半田運動公園等の航空機搬送が可能な場所に傷病者の搬送拠点を設営し対応できる体制を構築する必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資の物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を推進するとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進により、医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生物資の備蓄)

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレや便収納袋等の衛生管理に資する備蓄を強化していく必要がある。

(災害時保健活動マニュアルの改訂)

- 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「半田市災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく必要がある。

(予防・防疫体制の構築)

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所を迅速に把握し、早期に消毒が実施できるよう、状況把握から実施までのマニュアルを作成し、体制を構築する必要がある。

(遺体収容体制等の構築)

- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をする必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所運営体制の整備)

- 緊急時に地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する必要がある。
- 町内会や自主防災会等との避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営ができるよう意識啓発や体制整備を促進する必要がある。

(地域特性に応じた避難所用備蓄品及び救助用資機材の整備)

- 各自主防災会が整備する、地域に応じた災害対応用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の整備を促進する必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後に住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を促進する必要がある。

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 業務の継続と早期復旧を図るために平成27年度に策定された「半田市業務継続計画」を定期的に見直し、計画に基づいた訓練の実施等、計画の職員周知を推進する必要がある。

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

- 災害発生時には、大半の公共施設が活動拠点や避難所として活用されることから、公共施設の非構造部材の落下防止などの対策を推進する必要がある。

(公共施設の機能確保・老朽化対策)

- 活動拠点や避難所として公共施設が求められる機能を考慮し、自衛的な燃料備蓄等の、設備の整備、機能面の充実を推進する。電力途絶時にも機能を保持するために、再生可能エネルギーや蓄電池、省エネ機器(照明・空調等)の導入を推進する。また、安全性向上のため、老朽化対策についても推進する必要がある。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを事前に周知しておく必要がある。

(災害対策本部の機能確保)

- 災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び応援部隊並びに支援物資の集積拠点として指定されている、半田運動公園及び隣接する知多南部総合卸売市場について、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整備し、災害時の指揮命令系統の機能強化を推進する必要がある。防災倉庫及びヘリポート機能を有した防災広場を拠点近郊に開設する。オペレーション室等の被災直後の混乱時にも、指揮命令が明確で実効性の高い組織、体制作りを推進する必要がある。

(災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けられることができるように、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を始めとする応援部隊等の受入拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、広域連携を考慮した災害時の受援体制の整備を推進する必要がある。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の複線化・強化)

- 電力の供給停止等によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ伝達できるよう、情報通信機能を複線化する。併せてシステムや通信手段の強化を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に 伝達できない事態

(情報提供手段の周知)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、ホームページやX（旧防災ツイッター）等、複線化された情報提供手段について市民周知を推進する必要がある。

(情報提供方法の多様化)

- 多言語化やコミュニケーションボード、手話、音声案内等の活用により、避難勧告や避難指示、避難所の開設状況等の災害に係る重要な情報について、提供方法の多様化を推進する必要がある。

(防災行政無線設備の強化)

- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線について、既存の設備を活用しつつ、より確実な情報伝達ができるように、設備の拡充や、新たな手法を検討した強化更新を推進する必要がある。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(企業BCP策定の促進)

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業BCP策定に関する情報提供や、周知啓発を推進する必要がある。

(企業防災力の強化)

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について啓発する。また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域への立入禁止等自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する必要がある。

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、電力、ガス等のライフライン関係機関における施設の耐震対策を促進する必要がある。
- ライフライン関係機関との防災訓練や協定の締結により、平時からの連携強化を推進する必要がある。

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。橋梁における踏み掛け板の配置など、地震等が生じても通行できるよう耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。

(緊急輸送路沿いの住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約 2.6km の区間を高架化することにより、影響する 9 箇所の踏切を除去し、交差する道路等の整備を推進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討していく必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するために、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及を推進する必要がある。

5-4 陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。橋梁における踏み掛け板の配置など、地震等が生じても通行できるよう耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。

- 今後、急速に進展する道路施設の老朽化に対し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の対応を推進する。

(道路啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する。緊急輸送路のほか市内の防災拠点施設へのアクセス道路も確保する必要がある。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化することにより、影響する9箇所の踏切の除去等、交差する幹線道路の整備を進める必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、ガスサプライチェーンの機能停止

(ライフラインの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線鋼や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する必要がある。

- 災害に備え耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する必要がある。

（自立・分散型エネルギーの導入の促進等）

- 太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーや、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池、蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避、緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（安定した供給体制の確保）

- 水源である長良川の異常時において、木曾川など複数系統からの柔軟な運用を充実させる必要がある。

（上水道施設の耐震化等）

- 取水設備及び浄水場等の水道設備の耐震化、広域調整池や配水池の効率的な運用により非常時での供給体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時において早期に配水を可能とするため、配水管路網のブロック化を進める必要がある。
- 災害時における二次災害防止とライフライン機能を確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める必要がある。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。

（応急給水体制の強化）

- 応急給水栓の整備の充実を図るとともに、給水車等による応急給水体制を強化する必要がある。

（上下水道災害応援体制の強化）

- 県、近隣市町、関連機関との連絡体制を構築し広域連携を図るとともに、指定工事店組合等からの応援協力体制を強化する必要がある。
 - 応援活動を行うにあたり、市及び指定工事店組合等における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道業務継続計画の策定)

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、お客様サービスセンターを含めた民間会社との連携を密にし、経営面も早期に通常業務に戻せるような下水道BCPの適宜見直しを行う必要がある。

(下水道処理施設等の浸水対策)

- 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等への浸水対策を図り、災害時における機能確保を図る必要がある。

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震等の災害時に避難所のトイレ不足が危惧されるため、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う必要がある。
- 耐震化された避難所からは、既設トイレ、マンホールトイレからの排水が発生するため、避難所敷地内の管路(排水設備)及び当該施設の下流管路(汚水本管)の耐震化を推進する必要がある。

(汚水排水施設の改築・更新)

- ストックマネジメント計画に基づき、汚水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(基幹的交通ネットワークの確保)

- 傷病者搬送、物資輸送のルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。
- 陸上輸送の寸断に備え、港湾について、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、地震津波対策を着実に推進し、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化することにより、影響する9箇所の踏切を除去し、交差する道路等の整備を推進する必要がある。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震による大規模火災の発生

(救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を推進する必要がある。

(感震ブレーカー等家屋の地震対策の普及啓発)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を推進する必要がある。

(市街地整備の促進)

- 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を推進する必要がある。

(土地区画整理事業の推進)

- 土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能向上を推進する必要がある。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を推進する必要がある。
- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を推進する必要がある。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する必要がある。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加する。関係機関同士の連携を強化し、被災状況の共有方法等、大規模特殊災害への対応力強化を図る必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を検討する必要がある。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する必要がある。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

(危険な空家への対策)

- 空家等対策として、補助制度等により危険な空き家の取壊しを促進する必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生への備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占有の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてため池ハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

(農業用排水施設等の整備)

- 経年により老朽化した排水ポンプ設備について、計画的な整備・更新を推進する必要がある。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水設備の改修や、農業排水路の整備を推進する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物資の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。

(吹付石綿飛散防止対策の推進)

- 平常時の吹付石綿飛散防止対策を推進する必要がある。

7-6 農地の荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の自主性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞

(災害廃棄物処理計画に基づく対応力強化)

- 災害廃棄物の仮置場や処理体制等を定めた災害廃棄物処理計画を随時更新するとともに、災害時支援協定を締結している民間事業者等と顔が見える関係をつくることにより、災害廃棄物処理体制の強化を推進する必要がある。

8-2 人材不足による復興の遅れ

(ボランティアコーディネーターの育成)

- 災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会、半田災害支援ボランティアコーディネーターの会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を進める必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

- 愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する必要がある。

(教職員等の防災意識向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。

8-3 文化財や環境的資産の喪失

(地区集会所等の耐震化)

- 耐震改修が必要な地区集会所等の耐震化の促進を図る必要がある。

(文化財消防訓練の実施)

- 文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、各関係機関で連携して消防訓練を実施し、地域における防災体制の確立を図る必要がある。

8-4 仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建の遅れ

(応急仮設住宅の迅速な確保に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。

(別紙)

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

I) 個別施策分野

行政機能／警察・消防

(災害対策本部の機能確保)

- 災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び応援部隊並びに支援物資の集積拠点として指定されている、半田運動公園及び隣接する知多南部総合卸売市場について、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整備し、災害時の指揮命令系統の機能強化を推進する必要がある。防災倉庫及びヘリポート機能を有した防災広場を拠点近郊に開設する必要がある。オペレーション室等の被災直後の混乱時にも、指揮命令が明確で実効性の高い組織、体制作りを推進する必要がある。

(業務継続計画の作成及び見直し)

- 業務の継続と早期復旧を図るために「半田市業務継続計画」を定期的に見直し、計画に基づいた訓練の実施等、計画の職員周知を推進する必要がある。

(災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を始めとする応援部隊等の受入拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、広域連携を考慮した災害時の受援体制の整備を推進する必要がある。

(受援体制の整備)

- 応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点を、関係機関との調整の上、確保しておく必要がある。

(関係機関との連携強化)

- 大規模地震発生時には、関係機関(自衛隊、警察、消防等)との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を推進する必要がある。

(水・食料の備蓄)

- 地震等の大規模災害時に想定される避難者数に応じた水、食料の分散備蓄を推進する必要がある。

(備蓄の拡充)

- 乳幼児のための液状ミルクや、大人用紙オムツ等、要配慮者支援に必要なものを備蓄する等、様々な災害に柔軟に対応できる備蓄へと質・量ともに拡充を推進する必要がある。備蓄物資を適切な環境で保管できる倉庫を整備する必要がある。

(物資の調達体制の構築)

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送について、協定を締結している事業者等との、連絡体制の整備、連携強化を推進する必要がある。

(防災行政無線設備の強化)

- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線について、既存の設備を活用しつつ、より確実な情報伝達ができるように、設備の拡充や、新たな手法を検討した強化更新を推進する必要がある。

(避難体制の整備)

- 避難指示等の防災情報について、住民が、適時、適切な避難行動がとれるよう、迅速な発令判断ができる体制を整備する。逃げ遅れのない避難実施のため、マイタイムラインを活用した避難について啓発していく必要がある。

(公共施設の非構造部材の耐震化等の推進)

- 災害発生時には、大半の公共施設が活動拠点や避難所として活用されることから、公共施設の非構造部材の落下防止などの対策を推進する必要がある。

(公共施設の機能確保・老朽化対策)

- 活動拠点や避難所として公共施設が求められる機能を考慮し、自衛的な燃料備蓄等の、設備の整備、機能面の充実を推進する。電力途絶時にも機能を保持するために、再生可能エネルギーや蓄電池、省エネ機器(照明・空調等)の導入を推進する。また、安全性向上のため、老朽化対策についても推進する必要がある。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを事前に周知しておく必要がある。

(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。橋梁における踏み掛け板の配置など、地震等が生じても通行できるよう耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。
- 今後、急速に進展する道路施設の老朽化に対し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の対応を推進する必要がある。

(道路啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する。緊急輸送路のほか市内の防災拠点施設へのアクセス道路も確保する必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸堤防、防潮堤等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進する。津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。
- 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(海岸の水閘門の耐震化推進)

- 海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。

(海岸保全施設等の操作)

- 夜間、休日などの休庁時間に津波・高潮が発生した場合、被害を低減するため、水門・防潮扉等の開閉について、従事職員が確実に操作できる体制を整える必要がある。

(河川の堤防等の耐震化等の推進)

- 河川の堤防の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。
- 河川及び水路のあり方を明確にする「河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する必要がある。

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 知多半島圏域水防災協議会でとりまとめる「知多半島圏域に係る取組方針」に沿った河川氾濫に対する減災の取組を国・県・市が連携して継続的に推進する必要がある。

(土砂災害防止施設の整備促進)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に推進するとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と警戒避難体制の確立を進める必要がある。

(事前復興まちづくりの推進)

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等の復興に際しては、震災復興都市計画の策定を検討する必要がある。

(安定した供給体制の確保)

- 水源である長良川の異常時において、木曾川など複数系統からの柔軟な運用を充実させる必要がある。

(上水道施設の耐震化等)

- 取水設備及び浄水場等の水道設備の耐震化、広域調整池や配水池の効率的な運用により非常時での供給体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時において早期に配水を可能とするため、配水管路網のブロック化を進める必要がある。
- 災害時における二次災害防止とライフライン機能を確保するため、基幹管路の耐震化を計画的に進める必要がある。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。

(応急給水体制の強化)

- 応急給水栓の整備の充実を図るとともに、給水車等による応急給水体制を強化する必要がある。

(上下水道災害応援体制の強化)

- 県、近隣市町、関連機関との連絡体制を構築し広域連携を図るとともに、指定工事店組合等からの応援協力体制を強化する必要がある。
- 応援活動を行うにあたり、市及び指定工事店組合等における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う必要がある。

(雨水対策の推進)

- 大雨等による市街地の浸水被害を防止するために、雨水管の新設・増径、排水路、調整池等の整備を推進するとともに、市街地からの雨水排除のため、雨水排水ポンプ能力の向上を推進する必要がある。また、市街化の進展や住環境の変化に応じた適切な雨水排水を行うため、既存の雨水排水施設における排水能力の再検討、地域ごとの雨水対策目標を検討した雨水管理総合計画を作成し、段階的な対策を推進する必要がある。

(雨水排水施設の改築・更新、耐震化)

- ストックマネジメント計画に基づき、雨水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する必要がある。
- 地震などの自然災害による下水道施設への影響を軽減させるため、各施設の耐震化を進めるとともに、発災時に迅速な対応ができるように事前の備えや行動計画を確立する必要がある。

(下水道施設の耐水化)

- 河川の氾濫、津波等により下水道施設が浸水し、排水機能が停止することを防ぐため、耐水化計画に基づき整備を推進する必要がある。

(下水道業務継続計画の策定)

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、お客様サービスセンターを含めた民間会社との連携を密にし、経営面も早期に通常業務に戻せるような下水道BCPの適宜見直しを行う必要がある。

(下水道処理施設等の浸水対策)

- 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等への浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。

(マンホールトイレの整備)

- 大規模地震等の災害時に避難所のトイレ不足が危惧されるため、避難所に指定されている小中学校等に整備した災害用マンホールトイレの適切な利用に向けて周知・啓発を行う必要がある。
- 耐震化された避難所からは、既設トイレ、マンホールトイレからの排水が発生するため、避難所敷地内の管路(排水設備)及び当該施設の下流管路(汚水本管)の耐震化を推進する必要がある。

(汚水排水施設の改築・更新)

- ストックマネジメント計画に基づき、汚水排水施設の持続的な機能維持を図るため、施設の点検調査、改築・更新を推進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火器の使用又は取扱いに関する指導を推進する必要がある。
- 防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を推進し、当該対象物における防火体制の強化を推進する必要がある。
- 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を推進する必要がある。

(消防力の強化)

- 消防署所について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、老朽化している半田消防署については、災害発生時に、その機能が維持できるように移転・建替えを推進する必要がある。
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防施設整備計画により、消防車両や消防水利等の施設、設備を計画的に更新・整備を推進する必要がある。

(救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材、高度救命処置資機材等を充実させるとともに、教育訓練の充実・強化を推進する必要がある。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)

- 市庁舎や消防署、災害拠点病院等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を推進する。非常用電源に用いる燃料の調達方法について、事前検討しておく必要がある。

(消防団の充実)

- 地域防災の要となる消防団について団員の充足を進める。様々な災害に対応できる装備の充実を図る。拠点となる詰所についても、建物の老朽化対策、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等の環境整備を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくりの推進)

- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため狭あい道路の解消を図る必要がある。

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立)

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するために、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及を推進する必要がある。

(コンビナート災害等への対応力の強化)

- 愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、コンビナート災害等の発生・拡大の防止を図るために、関係機関による合同訓練に参加する。関係機関同士の連携を強化し、被災状況の共有方法等、大規模特殊災害への対応力強化を図る必要がある。

住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震シェルター等の設置費助成事業を進め、耐震化できない住宅等の減災化を推進する必要がある。
- ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用を促進する必要がある。

(危険な空家への対策)

- 空家等対策として、補助制度等により危険な空き家の取壊しを促進する必要がある。

(吹付石綿飛散防止対策の推進)

- 平常時の吹付石綿飛散防止対策を推進する必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生への備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占用の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(市街地整備の推進)

- 都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を推進する必要がある。

(土地区画整理事業の推進)

- 土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能向上を推進する必要がある。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を推進する必要がある。
- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づく更新、維持管理を推進する必要がある。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する必要がある。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。

(感震ブレイカー等家屋の地震対策の普及啓発)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を推進する必要がある。

保健医療・福祉

(災害拠点病院の防災力強化)

- 災害拠点病院である半田市立半田病院は、地域医療の核となり、災害時には多くの傷病者受入が予想される。トリアージ訓練、外部機関との連携訓練等、有事に迅速な対応ができる体制作りを進める等、防災力強化を推進する必要がある。
- 半田市立半田病院は、昭和57年に建設しており、病院施設の老朽化や狭隘化が課題となっている。また、病棟部分の耐震改修工事は実施したが、建物の配置上、中央診療棟(手術室等)は耐震改修工事が出来ないため、災害発生時に医療の継続提供が出来なくなる可能性がある。そのため、早期に施設を建て替える必要がある。

(医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携)

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく必要がある。
- トリアージ・応急手当研修等、災害時の対応方法について研修を行う必要がある。
- 大規模災害時に二次医療圏域毎で設置される保健医療調整会議の事務局となる保健所及び傷病者の搬送調整を行う災害医療コーディネーターと会議や訓練を定期的に行い、日ごろから顔の見える関係を構築する必要がある。

(傷病者の搬送拠点の開設)

- 二次医療圏域内での傷病者の搬送調整が困難な場合には、圏域内の保健医療調整会議と連携し、関連機関（県、DMA T等）との協力のもと、半田運動公園等の航空機搬送が可能な場所に傷病者の搬送拠点を設営し対応できる体制を構築する必要がある。

(災害時保健活動マニュアルの改訂)

- 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「半田市災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく必要がある。

(予防・防疫体制の構築)

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所を迅速に把握し、早期に消毒が実施できるよう、状況把握から実施までのマニュアルを作成し、体制を構築する必要がある。

(衛生物資の備蓄)

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレや便収納袋等の衛生管理に資する備蓄を強化していく必要がある。

(遺体収容体制等の構築)

- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をする必要がある。

(要配慮者利用施設の避難体制整備)

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設では、浸水に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する必要がある。
- 主要河川の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設では、河川の水位上昇が生じた場合に備え、避難マニュアルを作成し、適時適切に避難できる体制整備を促進する必要がある。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する必要がある。

- 土砂災害警戒区域付近に立地する要配慮者利用施設では、累積降雨量等の避難基準に基づき、適切に避難できる体制整備を推進する必要がある。また、避難訓練の実施支援等その体制作りを支援する必要がある。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 高齢や障がいにより、自力で避難することが難しい方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成、適宜更新する。災害時の安否確認や避難行動支援を検討する際に、地域の関係機関が必要とする個人情報について検討し、名簿等の整備を図る必要がある。
- 地域の関係機関と名簿等の活用方法について検討する必要がある。

情報通信

(情報通信機能の複線化・強化)

- 電力の供給停止等によって、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ伝達できるよう、情報通信機能を複線化する。併せてシステムや通信手段の強化を推進する必要がある。

(情報提供手段の周知)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、ホームページやX（旧防災ツイッター）等、複線化された情報提供手段について市民周知を推進する必要がある。

産業・経済

(企業BCP策定の促進)

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業BCP策定に関する情報提供や、周知啓発を推進する必要がある。

(企業防災力の強化)

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について啓発する。また、落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域への立入禁止等自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する必要がある。

(企業等民間団体との協力)

- 企業や民間団体が保有する資機材を始め、人材や技能(医療系資格や特殊車両の運転免許等)の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、平時から防災訓練等を実施し、自助及び共助による各団体の防災力強化を促進する必要がある。

(ライフラインの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電電所、送電線鋼や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する必要がある。
- 災害に備え耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する必要がある。

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を推進する必要がある。
- ライフライン関係機関との防災訓練や協定の締結により、平時からの連携強化を推進する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(農業用排水施設等の整備)

- 経年により老朽化した排水ポンプ設備について、計画的な整備・更新を推進する必要がある。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水設備の改修や、農業排水路の整備を推進する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーや、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池、蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避、緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

交通・物流

(基幹的交通ネットワークの確保)

- 傷病者搬送、物資輸送のルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。

- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。
- 陸上輸送の寸断に備え、港湾について、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、地震津波対策を着実に推進し、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。

(道路啓開体制の整備)

- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を検討する必要がある。

(踏切対策事業)

- 都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、JR武豊線鉄道高架事業により、約2.6kmの区間を高架化、影響する9箇所の踏切の除去等、交差する幹線道路の整備を進める必要がある。
- 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制整備を推進する必要がある。

(道路整備・狭あい道路解消)

- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する必要がある。
- 狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があり、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や沿道宅地の崩壊、電柱等道路専有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても対策を検討する必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害発生への備えの一つとして、令和5年4月1日から緊急輸送道路区域内の新設占用の制限区間を指定した。
今後も災害対策の強化に向けて、電柱等の倒壊による二次災害を防ぐため、必要性等を勘案し、無電柱化の整備を推進する必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを中心に早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を推進するとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- 燃料供給ルート確保のため、緊急輸送道路等の整備を推進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討していく必要がある。

(物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する必要がある。

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する必要がある。

(徒歩帰宅支援ルートマップの周知・啓発)

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置など、住民や市内勤務者、学生等へ周知啓発を推進する必要がある。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、企業、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害発生時における従業員、生徒、児童の保護や対応方法について啓発を推進する必要がある。

地域保全

(火災に強いまちづくりの推進)

- 延焼防止の緑地帯の形成や、自身や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する必要がある。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備拡大を推進する必要がある。
- 公園施設の老朽化に対応するため、半田市公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づく更新、維持管理を推進する必要がある。

(ため池の貯水機能の活用)

- 降雨による浸水被害の低減を図るため、ため池の有効活用により、集中豪雨に備えた貯留能力を確保する必要がある。

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてため池ハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の自主性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

(地区集会所等の耐震化)

- 耐震改修が必要な地区集会所等の耐震化の促進を図る必要がある。

(文化財消防訓練の実施)

- 文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、各関係機関で連携して消防訓練を実施し、地域における防災体制の確立を図る必要がある。

(有害物資の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。

(災害廃棄物処理計画に基づく対応力強化)

- 災害廃棄物の仮置場や処理体制等を定めた災害廃棄物処理計画を随時更新するとともに、災害時支援協定を締結している民間事業者と顔が見える関係をつくることにより、災害廃棄物処理体制の強化を推進する必要がある。

II) 横断的分野

リスクコミュニケーション

(地域防災力の強化)

- 地域防災力を向上させるため、地域や自主防災会等による、訓練や研修、啓発イベント等の実施を促し、地域の実情に合せた防災活動の啓発を推進する。また、指定避難所毎で運営委員会等の避難所開設組織の組成を促し、実践的な災害対応力強化を促進する必要がある。

(防災意識の啓発)

- 防災講演会等の防災減災の啓発事業を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行う必要がある。

(災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後に住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を促進する必要がある。

(情報提供方法の多様化)

- 多言語化やコミュニケーションボード、手話、音声案内等の活用により、避難勧告や避難指示、避難所の開設状況等の災害に係る重要な情報について、提供方法の多様化を推進する必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)

- 愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する必要がある。

(教職員等の防災意識向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。

(ハザードマップの更新・周知・啓発)

- 浸水想定区域の指定等、新たな被害予測が示された場合、ハザードマップを改訂し、住民の適切な避難行動に繋げる。平時から水害の危険性を周知し、普及啓発を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの周知・啓発)

- 水位周知河川について水災害ハザードマップを活用し、マイタイムラインの作成支援、適切な避難行動について、住民へ周知・啓発を推進する必要がある。

(内水ハザードマップの周知・啓発)

- 想定最大規模降雨の浸水シミュレーションによる雨水出水浸水想定区域図を基に内水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進する必要がある。

(土砂災害ハザードマップの周知・啓発)

- 土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、避難経路等について住民への周知啓発を推進する必要がある。

(避難所運営体制の整備)

- 緊急時に地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する必要がある。
- 町内会や自主防災会等との避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営ができるよう意識啓発や体制整備を促進する必要がある。

(地域特性に応じた避難所用備蓄品及び救助用資機材の整備)

- 各自主防災会が整備する、地域に応じた災害対応用備蓄品や資機材について、その購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を促進する必要がある。

(ボランティアコーディネーターの育成)

- 災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会、半田災害支援ボランティアコーディネーターの会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を進める必要がある。

(潜在看護職等のボランティアの活用)

- 市の医療救護体制の強化のため、市民から募集した潜在看護職等のボランティアについて、組織体制を構築し、災害時に迅速に活動できる体制作りを促進する必要がある。

(別紙) 半田市国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細【令和2年度予算】

(「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」関係分)

■住環境整備事業

個別具体的施策名	事業名	推進内容	実施主体	担当課
住宅・建築物の耐震化の促進	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進する。	市	建築課
危険な空き家の除却等への支援	空き家再生等推進事業	所有者等に対し危険な空き家の除却費の一部を補助することで良好な住環境を推進する。	市	建築課
防災上危険な市街地の整備の促進	狭あい道路整備等促進事象	狭あい道路の拡幅により災害時の緊急車両の通行や避難経路の確保等を推進する。	市	建築課
平常時からの吹付石綿飛散防止対策の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間住宅・建築物の吹付アスベストの改修や除去等を推進する。	市	建築課

【令和5年度追記】

■農村地域防災減災事業

個別具体的施策名	事業名	推進内容	実施主体	担当課
防災重点農業用のため池の耐震・豪雨対策の推進	防災ダム事業 東の池 実施年度 2023～2026	近年増加している自然災害に備えた耐震対策・豪雨対策工事を推進する。	愛知県	半田市産業課